

地域経済産業政策の現状と 今後の在り方について

平成 2 8 年 1 2 月

経済産業省 地域経済産業グループ^o

1. 地域経済の現状と課題

2. 地域経済産業政策の概観

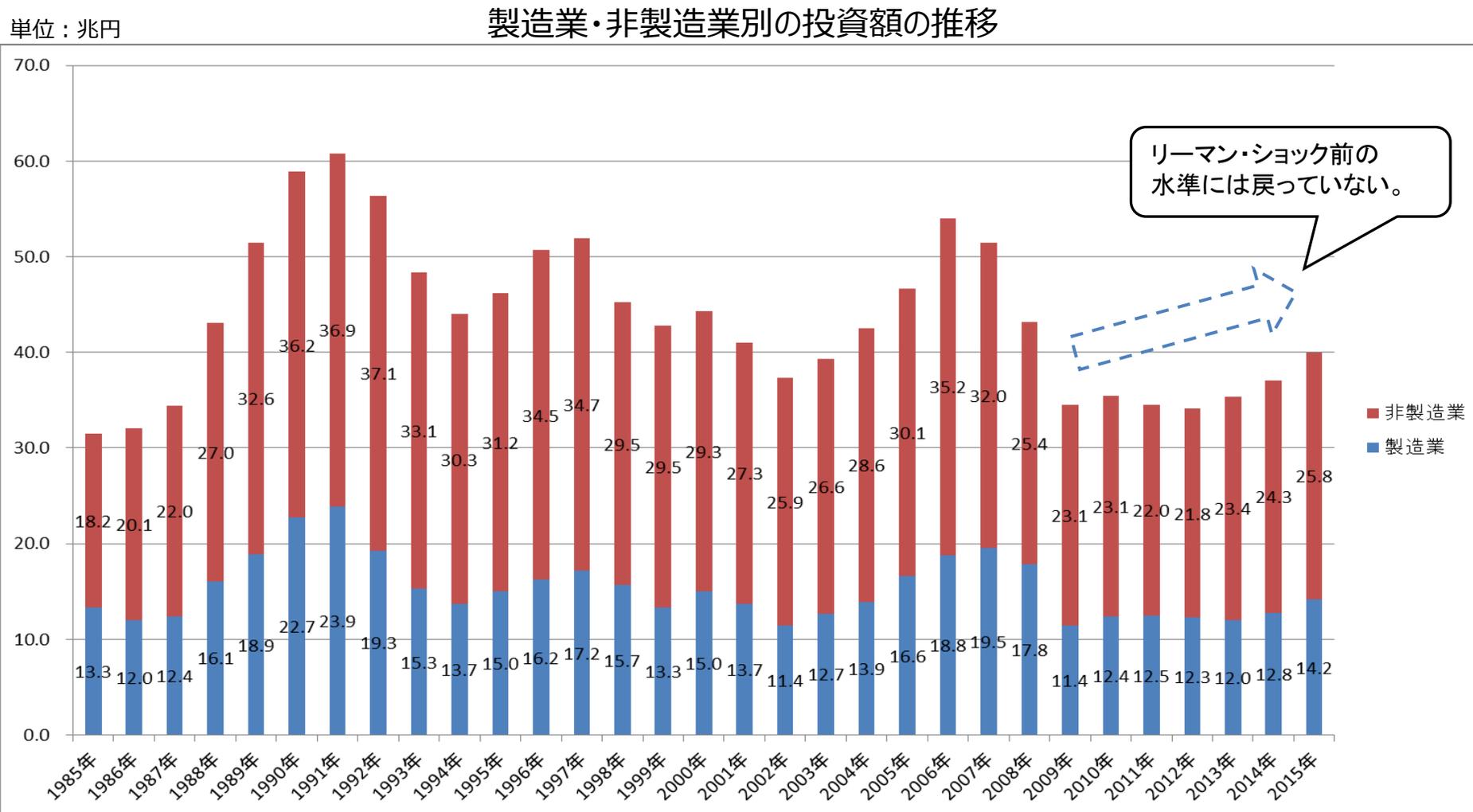
2-1. 企業立地促進法の実施状況と評価

2-2. 関連するその他の施策

3. 今後の地域経済産業政策の在り方

地域経済の低迷

- リーマンショック以降、地域経済を支えてきた産業が低迷。このため、新規投資が十分に回復せず、地域経済の好循環に十分つながっていない。

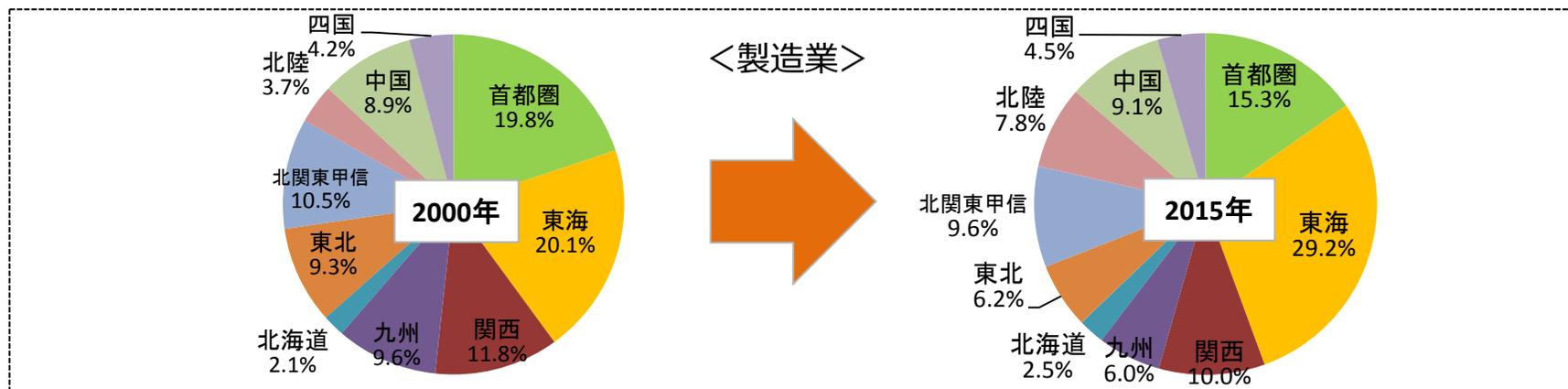
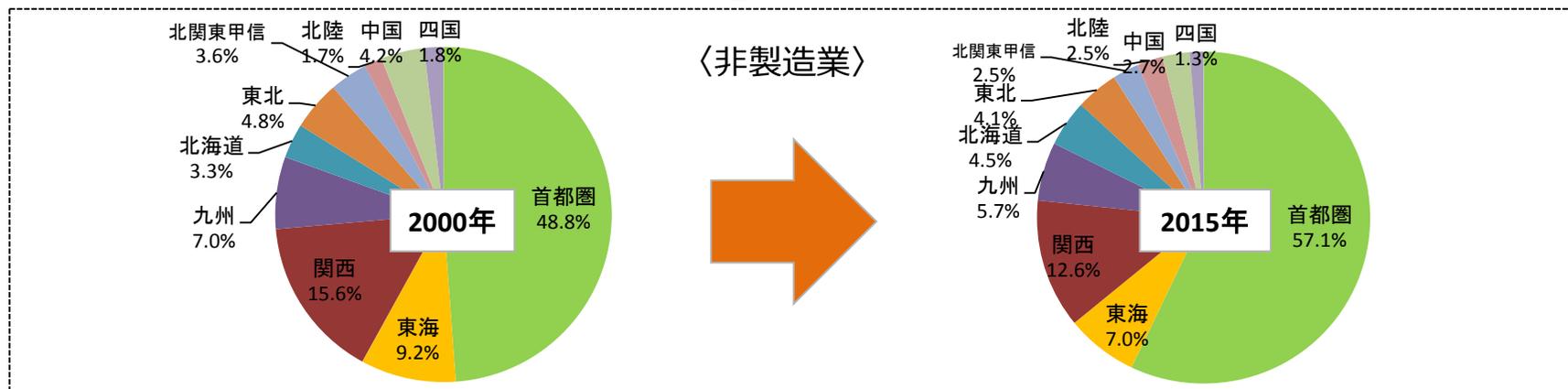


産業にみる地域経済の低迷の原因

- 非製造業では、卸小売・サービス業は、地方の人口減もありマーケットが縮小・大都市圏にビジネスと投資が集中。観光業はビジネスモデルの転換が遅れ、低迷。
- 製造業では、大企業の主力工場が海外移転し、空洞化が進むとともに、地域の下請企業の受注が伸び悩んでいる。

投資額の地域別シェアの推移

出所:「設備投資計画の特徴（日本政策投資銀行）」から作成



地域で生まれつつある新たな経済成長の動き

- 地域の資源・魅力を活用することにより、新たな収益機会を地域の内外に創出する事業（「地域中核事業」）が登場しつつある。その際、中核企業を軸に、地域に裨益する波及効果の高い事業を創出し、地域経済における稼ぐ力の好循環を促すことが必要。

◆成功しつつある地域中核事業の特徴◆

①ターゲット分野 →これから伸びる産業

- ・先端技術を活かした成長ものづくり分野（医療、航空機、新素材等）
- ・第4次産業革命関連分野（IoT、ビッグデータ、AI等）
- ・新たなニーズをターゲットにした観光・商業、スポーツビジネス
- ・ヘルスケア・教育等のサービス分野 等

②リーダーシップと地元の連携

- ・中心に固有の競争力を持つ中堅企業（資本金1～10億円程度）が存在。
- ・オーナー企業ないし創業ベンチャーでリーダーの戦略性が高い。
- ・地元の産官学金のステークホルダーとの連携を構築。

③明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入

- ・ターゲット市場を明確に認識した最適な商品・サービスの創造。
- ・企業規模からみて大きな設備投資も厭わない。
- ・スピード感重視、IoT、AIなど新技術やビックデータを大胆に活用。

新たな市場分野の見通し①

航空機産業

- 世界の民間航空機市場が、今後 20 年間で約3万機、4～5兆ドルの新造機の需要が見込まれる。

出所：航空産業ビジョン

医療機器

- 高齢化の進展と新興国における医療需要拡大を受け、世界市場は約8%の成長率を維持。2019年には、約4,700億ドルを見込む。
- 日本の医療機器の輸出は拡大傾向。日本企業の規模は、外資系企業と比べて相対的に小さい。

データ利活用

- アクセンチュア社の試算では、2030年には、IoT市場は世界全体で約1,670兆円、日本では131兆円。
- シスコ社の試算では、2013年から2023年までの企業の経済価値（資産の有効活用、従業員の生産性向上、サプライチェーンの効率化、イノベーションの加速等）として全世界で1,440兆円、日本では87兆円。

新たな市場分野の見通し②

観光分野

- 訪日外国人旅行者数

2015年： 1,974万人 → 2020年：4,000万人 → 2030年：6,000万人
(2015年の約2倍) (2015年の約3倍)

- 訪日外国人旅行消費額

2015年：3兆4771億円 → 2020年：8兆円 → 2030年：15兆円
(2015年の2倍超) (2015年の4倍超)

出所：明日の日本を支える観光ビジョン－世界が訪れたい日本へ－

スポーツ分野

- 先進国、新興国のスポーツ産業市場規模の平均は、対GDP比3%。日本は、未だ1%・5兆円程度に止まっているところ、諸外国並みの3%・15兆円まで飛躍（10兆円の市場創造）させる。
- 日本のスポーツ産業の対GDP比率は、世界スポーツ産業の対GDP比率に比べ小さい。

主要国におけるスポーツ産業の市場規模

	日本 (*1)	米国 (*2)	韓国 (*3)	中国 (*4)
試算年	2010年	2014年	2013年	2012年
対GDP比率 (*5)	1.0%	2.9%	2.8%	2.2%

※各国の数値は、試算年や試算方法の違いから単純比較できない

*1 出所：経済産業省（平成25年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤事業（スポーツ産業の在り方・活性化に関する調査研究事業）報告書、2014/3）

*2 出所：Plunkett Research, Ltd.（Industry Statistics Sports & Recreation Business Statistics Analysis）

*3 出所：韓国 文化体育観光部（スポーツビジョン2018、2013/8）

*4 出所：Science Portal China（2025年にスポーツ産業総規模を5兆円超に＝国務院が振興策、2014/10/23）

*5 名目GDPは、IMF - World Economic Outlook Databasesを参照

【参考】地域未来投資に向けた先進事例①

【地域における共同受注体制と産学官連携の構築】

■ 多摩川精機(株) (長野県飯田市)

- ・航空機市場に参入するためには、部品単品でなく、モジュール化するための生産システムの確立が必要であるとともに、極めて高い安全性の確保が課題。
- ・このため、同社は、企業単位ではなく、飯田市周辺の精密加工メーカー10社による共同受注体制の構築による新製品開発を支援し、年間2千数百点もの受注獲得に成功。信州大学との産学連携による技術開発も実施。
- ・また、参入障壁となっていた国際的な認証を取得することで、海外・新分野進出を実現。飯田市は市長以下が全面的にバックアップし、地域一体となって取り組んでいく。



【職人技のIT化で、世界最先端の試作・量産加工センターへ！】

■ (株)井口一世 (埼玉県所沢市)

- ・近年、自動車メーカー等の海外生産（現地調達）が急速に進展した結果、部材・部品の国内需要は減少傾向。
- ・一方で、多摩地域には、技術力のある中小金属加工企業が集積。
- ・このため、同社は、最新の機器設備を導入し、「金型レス」「切削レス」（= 職人技の分野にIT技術を導入し、技能を数値化する事）による、ムダなコストを大幅に省いた他品種・小ロット・試作サービスを展開。
- ・さらに、熱処理・プレス・板金・切削・金型・ダイカスト・塗装・鍍金などの地域の金属加工企業から10社程度のコアグループを形成し、あらゆる需要にワンストップで対応する「世界最先端の試作・量産加工センター」としての体制を確立。



【参考】地域未来投資に向けた先進事例②

【市のテストベッド化とICTオフィスによる産業集積】

■ 福島県会津若松市

・IT専門大学である会津大学の立地を強みに、**IT産業の集積**によって、**東京以上の収入が得られる質の高い雇用による地域活性化を志向**。

・「スマートシティ会津若松」として同市をデータ分析/活用のメッカとするため、下記を検討中。

①市内に設置したセンサ等から取得される**データを開放**し（例：公共交通車両走行情報等）、事業者がビジネスへの活用可能性を検証可能とする**市街のテストベッド化**

②**地域内外のIT企業・IoT関連企業が入居するICTオフィス**の構築を検討

・なお、同市の取組に対しては、**アクセンチュアが現地での拠点を設置**し重点的に支援し、連携を主導。（現在30社以上に連携を打診中。）



ICTオフィス（イメージ）

【農業ルネサンス データ解析の力で農業に改革を】

■ ベジタリア(株) (東京都渋谷区)

・IoT、ビッグデータ、AIによるテクノロジーと最新の植物科学に基づく次世代緑の革命を推進。植物工場に活用することにより、その飛躍的な高度化も期待。

・具体的には、環境情報（温湿度/日射等）、生体情報（樹液流）、病虫害情報、気象情報、土壌情報、遺伝子情報、等の**ビッグデータを解析し、栽培に活用**。

（例）IoTセンサーデータとAIを活用した病虫害発生予察、ミネラルセンサを活用した施肥設計、生態調和型栽培理論、等

・これらにより、**農作業の効率化、収量アップ**にとどまらず、**高栄養化・高機能化や、安心・安全等の消費者ニーズに対応**。

（新たな取り組みに向けて、規制緩和等の課題解決が必要。）



【「KAWAII・スノーモンキー」を世界に発信！インバウンドで温泉地を再興！】

■(株)WAKUWAKU やまのうち（長野県下高井郡山ノ内町）

- ・2000年代、スキーブームが去り、スキー場を入口とする観光需要が低迷。地銀がリードし地元有志がまちづくり会社を設立。若手人材の積極的登用と外部専門家の活用により体制強化。
- ・「野生の猿／温泉／雪」が一つの絵に収まる意外性が海外で大きくヒット。飲食店や hostel など外国人観光客の滞在環境を整備。地銀とREVICによるファンドから資金を供給し、温泉街の空き店舗や廃業旅館のリノベーションを実施。
- ・急増する外国人旅行客に対応するため、今後、地銀とREVICによる更なる資金提供や人的支援を実施。



【都市開発と併せた面的な投資促進】

■(株)星野リゾート、長門市、湯本温泉旅館協同組合（山口県長門市）

- ・個人客シフトに対応できず、年間宿泊数はピーク時から半減（S59年39万人⇒H26年18万人）。
- ・老舗ホテルが廃業し、温泉街の中心に遊休地が広がる中、コンサルの取りまとめでなく、専門性、外部性、主体性を持つ星野リゾート（H31年進出予定）と協働し、マスタープランを策定。
- ・人気温泉地トップ10、宿泊者年間33万人を目指し、魅力的な温泉街形成に向けた景観ルールの策定や統一感を維持した投資促進、道路の一時利用・車両規制等によるオープンスペースの利活用を推進。
- ・今後の課題は、エリアマネジメント体制の構築をはじめ、河川や道路の管理・運用基準の明確化や、観光地形成に向けた公共投資の財源確保、地銀と連携した活性化ファンド運用。



【参考】地域未来投資に向けた先行事例④

【「稼げるスタジアム」構築に向けた民間ノウハウの最大限の導入】

■ 楽天・コボスタジアム（宮城県仙台市）

- ・球団がスタジアムの改修費用を負担し、改修部分を県に寄付する見返りに、全ての営業権を獲得。（2014年：改修の総投資額は約20億円）
- ・「野球場」から人の集う「ボールパーク」へと大転換。昨季、150万人の過去最高の観客動員、地域経済への波及効果は230億円。

■ 吹田スタジアム（大阪府吹田市）

- ・建設費140億円（toto助成金、ふるさと寄付金（個人）、スポンサー寄付金）のうち、企業・民間から100億円超の資金調達。
- ・欧州並みのスタジアム設備（タッチラインまで7m／ゴール裏席から10m、VIPルーム完備・全て屋根で覆われた観客席フィールド内照明の全面LED・ショッピングモール隣接）



観覧車のある楽天スタジアム



PPPを活用した吹田スタジアム

【日本における文化財の利用状況】

■ 迎賓館（東京都／京都府）

- ・迎賓館赤坂離宮は、「接遇に支障のない範囲で公開」に転換し、半年で約45万人が来場。また、京都迎賓館は、「通年公開」に転換し、高めの入場料にも関わらず、10月半ば時点で既に約5万6000人が来場。
- ・この集客力を活かして面的な活性化につなげるため、今後はカフェ等の周辺施設の整備が必要。

■ 金沢城／兼六園（石川県金沢市）

- ・金沢の兼六園は、ミシュランの観光版で三ツ星を獲得。今や日本人だけでなく、外国からの観光客にも人気。毎年、季節毎に様々なイベントを開催。
- ・周辺の活性化に加え、文化財の価値と集客力を高めるための整備費用の確保等も重要な課題。



【参考】地域未来投資に向けた先行事例⑤

【地域産品の高付加価値化のための流通システムの整備】

■ (株)キョクイチ (北海道旭川市)

- ・人口減少を背景に市場が縮小する危機感の中で、地域産品は、首都圏・海外市場へ展開していくことが課題。このため、魚菜卸売市場を運営する同社の調達・供給能力を活かし、**域内の取引事業者と連携し、地域産品のブランド化**による全国展開を実施。
- ・今後、**次世代コンテナの開発によって海外へのコールドチェーンを構築し**、高い鮮度保持技術を売りに、アジア市場への事業拡大を目指すなど、**流通網の整備が鍵**。



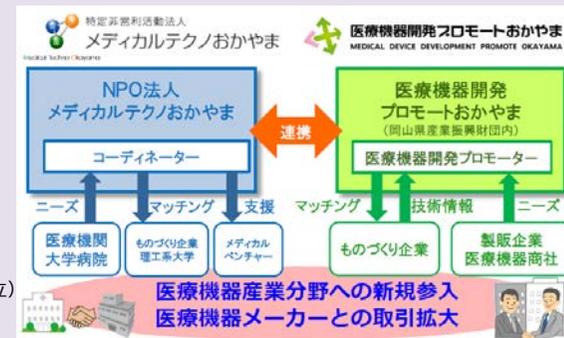
【メディカルテクノバレー構想 – 中四国の医療産業拠点おかやまを目指して –】

■ NPO法人メディカルテクノおかやま

- ・岡山大学を中心とした**地域の医療機関等のニーズを、地域のものづくり企業や医療系ベンチャー企業にマッチング**することにより、世界に通用する医療産業の集積を図る。
- ・また、岡山大学は市内の6病院と連携した岡山大学メディカルセンターを2016年4月設立。**病院間の役割分担による質の向上、県外からの利用者の増大等**を目指すとともに、**地域産業集積への寄与も期待**。



(出典) 帝人ナカシマメディカル(株) HP
(「ナカシマプロペラ(株)」の医療機器部門が独立)
<http://www.teijin-nakashima.co.jp/product/knee/>



- 世界トップレベルの船舶用プロペラの設計・加工技術を誇るナカシマプロペラ(株)(岡山市)。
- 海外メーカーが約9割を占める日本の人工関節市場に参入。

1. 地域経済の現状と課題

2. 地域経済産業政策の概観

2-1. 企業立地促進法の実施状況と評価

2-2. 関連するその他の施策

3. 今後の地域経済産業政策の在り方

地域経済産業政策の変遷

- 国の地域経済産業施策は、国が指定し、国が適正と考える産業の企業立地促進施策から、地域の実情を踏まえた、地域の自立的発展を促進する施策へと変化。

1970年代～	工業再配置促進法（1972年） →大都市圏から地方への工場の移転・分散	国が適正と考える 産業立地の推進
1990年代前半	テクノポリス法（1983年）・頭脳立地法（1988年） →地方圏のハイテク産業・ソフトウェア産業等の立地促進	
1990年代後半	地域産業集積活性化法（1998年）新事業促進法（1999年） →既存産業集積の活性化 地域における新事業支援体制の整備	地域の自立的 発展の促進
2000年代	産業クラスター計画（2001年）・企業立地促進法（2007年） →地域の強みを活かした新産業・新事業創出、 企業立地の促進による産業集積の形成	
現在	地域経済を牽引する地域中核企業支援政策	

企業立地促進法のスキームと支援措置

1. 基本的な考え方

- 地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。
キーワードは「グローバル」。
(グローバル+ローカル)
- 地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業の活性化を目指す。

2. スキーム

(考え方)

- ① 地域の強みを活かした総合的計画
- ② 広域連携をする関係者の強い合意による「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国：「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村：「基本計画」

※市町村・都道府県、地元商工団体、大学 その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者：「企業立地計画」
「事業高度化計画」

3. 主な支援措置

① 規制の特例措置

- 工場立地法の特例
 - 緑地面積規制権限の市町村への委譲（緑地面積率の引下げ可能化）

② 予算措置・低利融資制度

- 中小企業の立地等に対する低利融資制度（日本政策金融公庫）
- 中小企業信用保険法の特例、食品流通構造改善促進法の特例
- 立地企業への設備投資促進税制 【廃止】
- 基本計画に位置づけられた人材育成活動等への助成
- 基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設の整備費への助成

③ 各省との連携による支援措置

- 企業立地促進に係る地方交付税措置
 - 自治体による立地企業に対する地方税課税等の免除額への普通交付税による補填

4. 基本計画の策定状況

- 計画件数：47都道府県 191計画 ※平成28年11月1日時点

5. 企業立地計画及び事業高度化計画

- 企業立地計画：事業の用に供する工場・事業場の新增設に関する計画
- 事業高度化計画：機械設備等の導入による事業の高度化に関する計画

基本計画策定状況 (全体①)

191計画 (広域連携2計画含む) (平成28年10月時点)

新潟

- 燕市 (機械・金属等)
- 胎内市 (先端加工等)
- 阿賀野市 (食品・先端加工等)
- 見附市 (先端加工・健康づくり)
- 魚沼市 (食品・電子・デバイス等)
- 上越 (電子・電機・食品・飲料等)
- 中越3市 (機械金属・生活関連等)
- 新潟市 (食品・バイオ・機械・金属等)
- 佐渡市 (IT・食料品等)
- 五泉市 (高度機械電子・医療等)
- 十日町 (機械・金属・食品・観光等)
- 南魚沼 (食品・電子部品・デバイス等)
- 村上市 (高度ものづくり・地域資源等)
- 新発田市 (食品・機械金属・加工組立・観光・新エネルギー)

長野

- 上伊那 (高度加工・健康関連等)
- 塩尻市・筑南 (情報・生活関連)
- 上田広域 (価値創造ものづくり)
- 佐久 (環境・福祉・健康等)
- 長野 (ナノテク・バイオ・健康・医療機器関連)
- 南信州 (地域風土密着等)
- 諏訪 (高度ものづくり・地域資源)
- 北アルプス広域 (高度加工・地域資源)
- 北信州 (高度加工・環境・健康等)
- 松本市 (情報・生活支援等)
- 安曇野・筑北 (高度加工・農工商連携)
- 木曽地域 (地域資源・高度加工・環境・福祉・健康等)

岐阜

- 岐阜 (ロボット・木製品等)
- 西濃 (IT・電子・飲食品等)
- 中濃 (輸送用機械・木材等)
- 東濃 (自動車・電気等)
- 飛騨 (木製品・食品等)

愛知

- 西尾張 (繊維・電気電子・農工商等)
- 東尾張 (輸送用機械・健康等)
- 西三河 (輸送用機械・農工商等)
- 東三河 (輸送用機械・農工商連携等)

静岡

- 浜松 (自動車・光技術)
- 東部 (健康・輸送用機械等)
- 静岡市 (ものづくり・健康・環境等)
- 富士山静岡空港周辺 (輸送用機械・高付加価値製品等)
- 湖西市・新居町 (輸送用機器・電機・光・電子等)

秋田

- 中央南部 (電子関連)
- 北部 (リサイクル・医療)
- 北部 (木材)
- 南部 (食品)
- 北部 (食品)

山形

- 内陸 (精密ものづくり)
- 庄内 (バイオ・食品等)

福島

- 会津 (高度部材・情報等)
- 県北 (輸送用機械・食品等)
- 県中 (医療福祉・食品等)
- 県南 (輸送用機械・食品等)
- 相双 (輸送用機械・食品等)
- いわき (輸送用機械・食品等)

栃木

- (機械・食品等)

群馬

- (基盤技術・アナログ関連)
- (医療健康・食品)
- (環境・エネルギー関連)

山梨

- (機械電子・健康関連等)

青森

- 津軽 (光技術・農工連携等)
- 県南・下北 (環境エネルギー等)

北海道

- 北見 (食品・情報通信等)
- 苫小牧・厚真・安平 (資源エネルギー等)
- 旭川 (食品・機械金属等)
- 室蘭・登別・伊達・白老 (エネルギー・食品等)
- 道央中核 (自動車・機械等)
- 釧路・白糠 (地域資源・環境等)
- 函館 (水産・海洋・機械金属等)
- 札幌臨海小樽・石狩 (食品・物流等)
- 道央空知 (自動車・食品等)
- 帯広十勝 (地域資源・機械・金属・観光等)
- 道央札幌 (食品・環境エネルギー等)
- 美幌・大空・津別 (地域資源・情報等)
- 千歳市 (光・食品・物流)
- 富良野・美瑛 (機械・金属・観光等)
- オホーツク遠征 (地域資源・新エネルギー等)
- 二セコ周辺 (地域資源・環境・新エネ・情報等)
- 名寄・下川・美深 (健康関連・環境新エネ等)
- 網走市 (地域資源・情報通信・機械・金属・環境・新エネ等)

岩手

- 北上川流域 (自動車・半導体等)
- 県北 (食品・電子部品等)
- 盛岡広域 (IT等)
- 宮古・下閉伊 (自動車・木材等)
- 釜石・大槌 (機械金属・食品)
- 気仙 (食品・木材等)

宮城

- 北部 (高度電子・自動車・医療等)
- 南部 (高度電子・自動車・医療等)
- 北部 (食品・木材)
- 南部 (食品・木材)

茨城

- 圏央道沿線 (ロボット・バイオ等)
- 県北 (電機・建機・木材等)
- 県西 (生活関連・機械)
- 鹿島臨海 (素材・物流等)
- 笠間・東茨城 (電機・自動車等)
- 行方・鉾田・小美玉 (素材・物流等)
- 石岡・かすみがうら (機械・金属等)
- 南部 (生活関連・高度ものづくり等)
- 水戸市 (ものづくり・情報通信・物流等)

埼玉

- 県北 (自動車・食品等)
- 圏央道・外環道 (自動車・食品・流通等)

千葉

- 東葛 (食品・いのち関連等)
- アクアライン・圏央道沿線 (新エネ・食品等)
- 成田空港・圏央道沿線 (食品・物流・観光等)
- 千葉市 (食品・健康・素材・IT等)

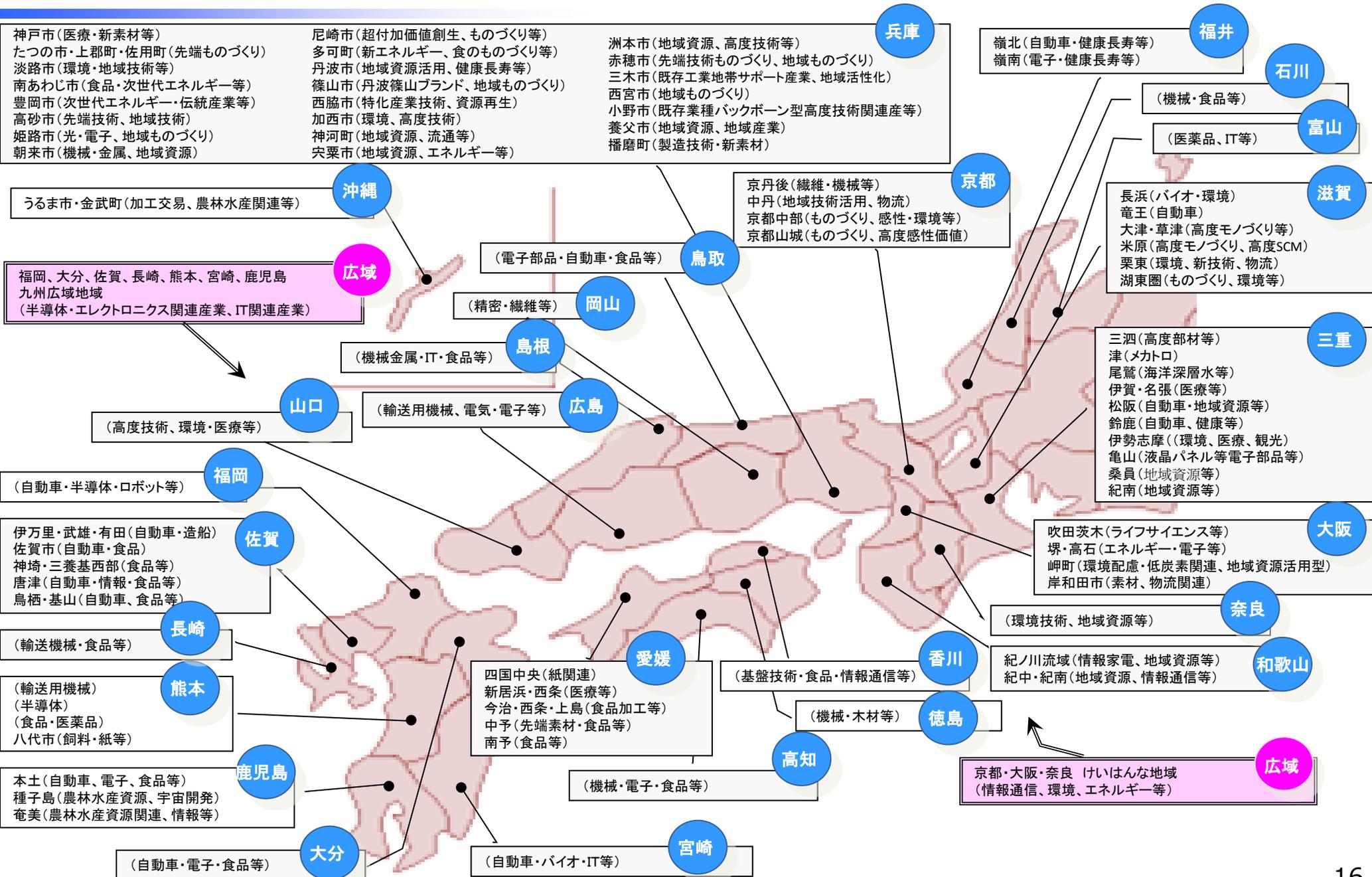
東京

- 大田区 (環境・健康・地域産品卸売等)

神奈川

- (自動車・バイオ・IT)

基本計画策定状況 (全体②)

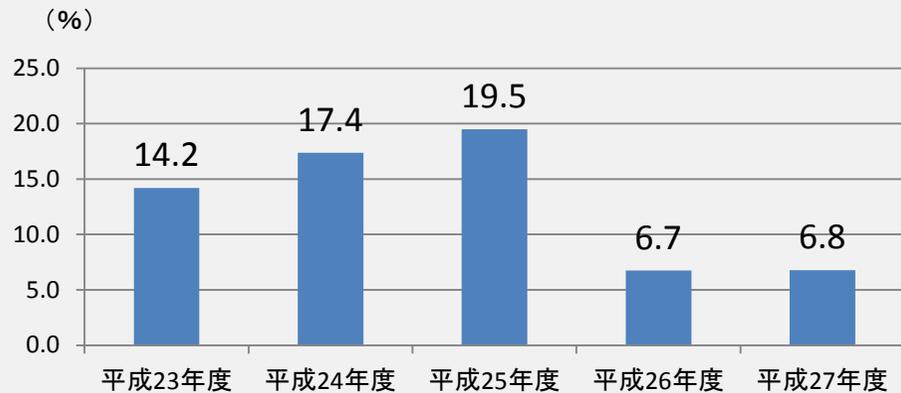


基本計画の策定状況（目標設定状況）

※基本計画の計画期間は5年間が一般的。

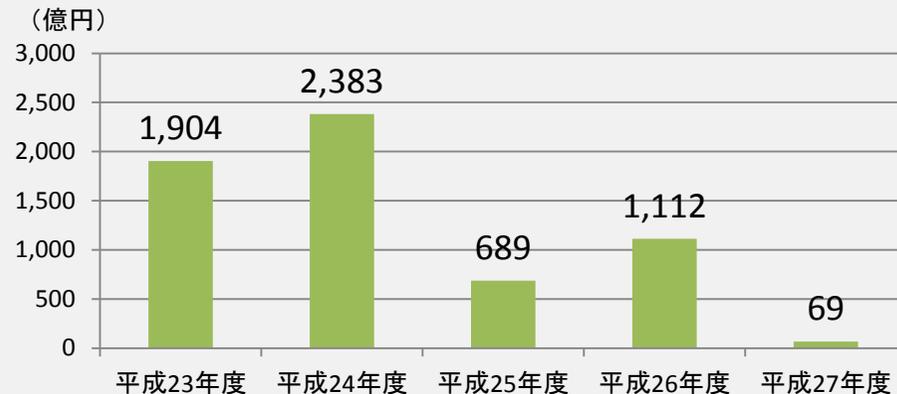
付加価値額増加率

※1基本計画の平均値



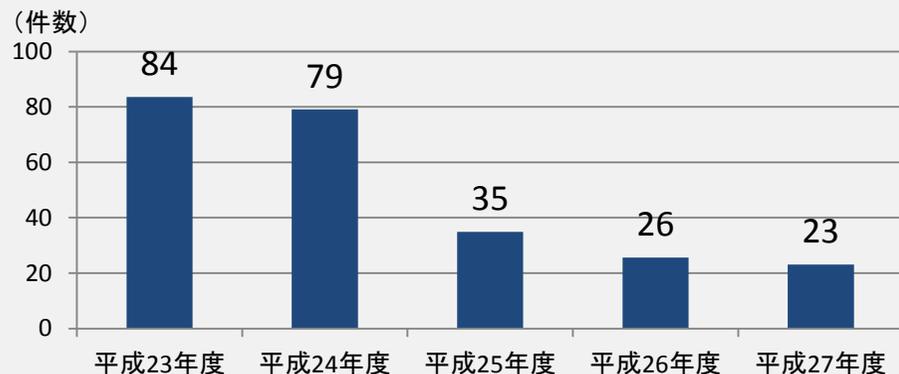
製造品出荷額等

※1基本計画の平均値



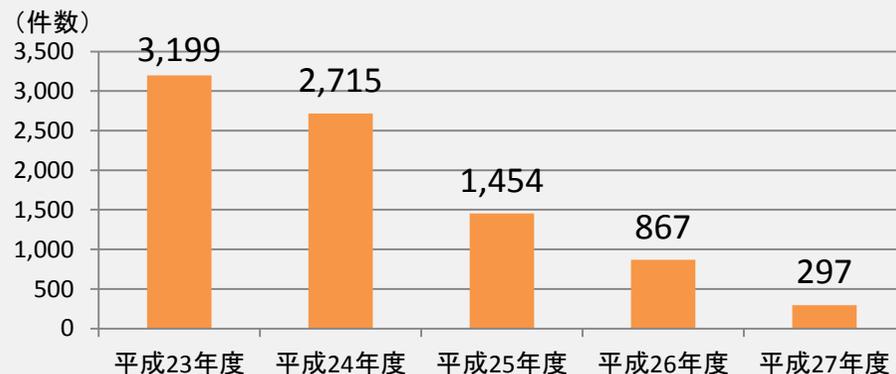
企業立地件数

※1基本計画の平均値



雇用創出件数

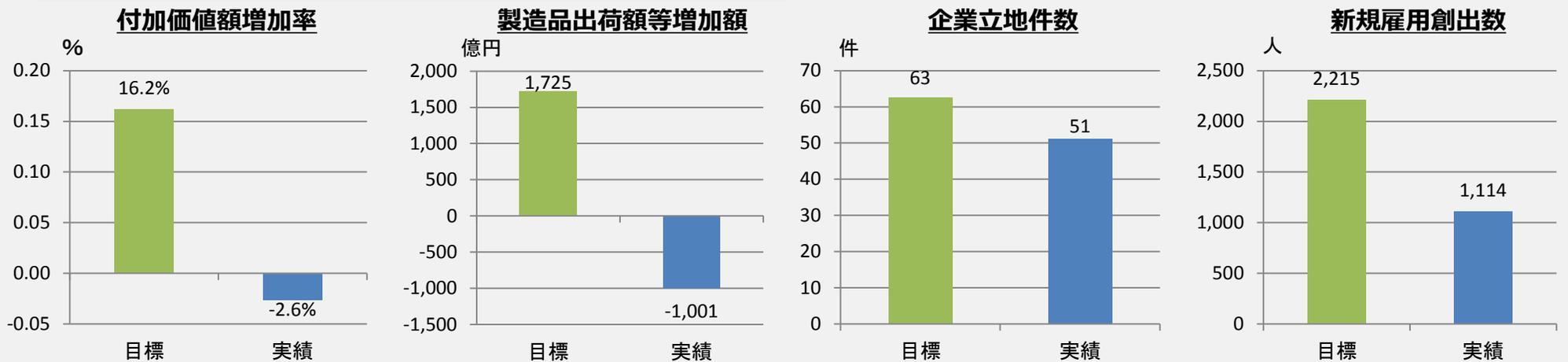
※1基本計画の平均値



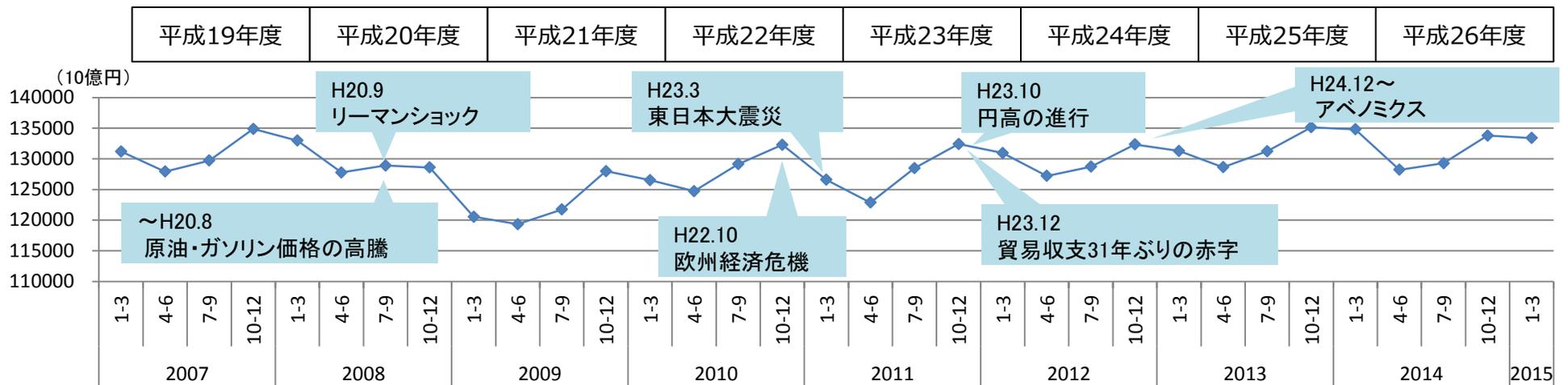
(注) 終了した基本計画の件数により算出

基本計画の実施状況（目標と実績）

基本計画終了時の目標と実績（1計画あたり平均）



（経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課調べ）



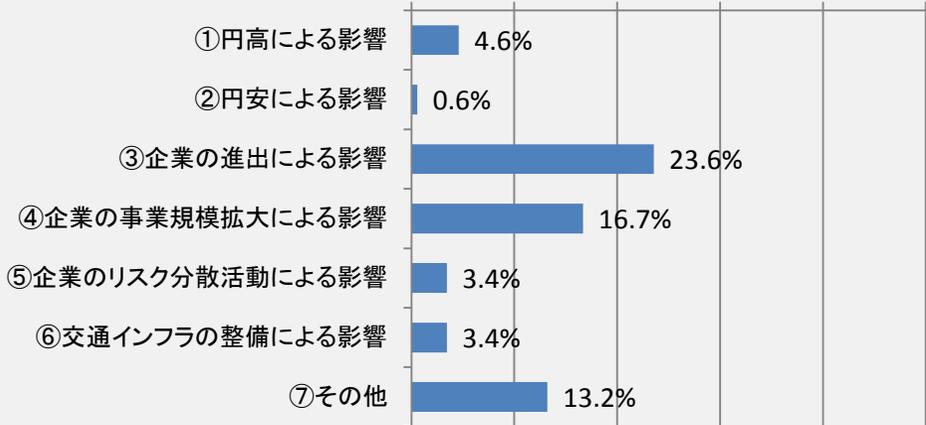
実質GDPの推移・経済の動き

基本計画の実施状況（目標達成・未達成に関する主な要因）

目標達成理由には、企業の進出や事業拡大等が挙げられる。一方、目標未達成理由には、リーマンショック、東日本大震災、円高の影響等が挙げられている。

目標達成に至った主な要因（MA）

0% 10% 20% 30% 40% 50%

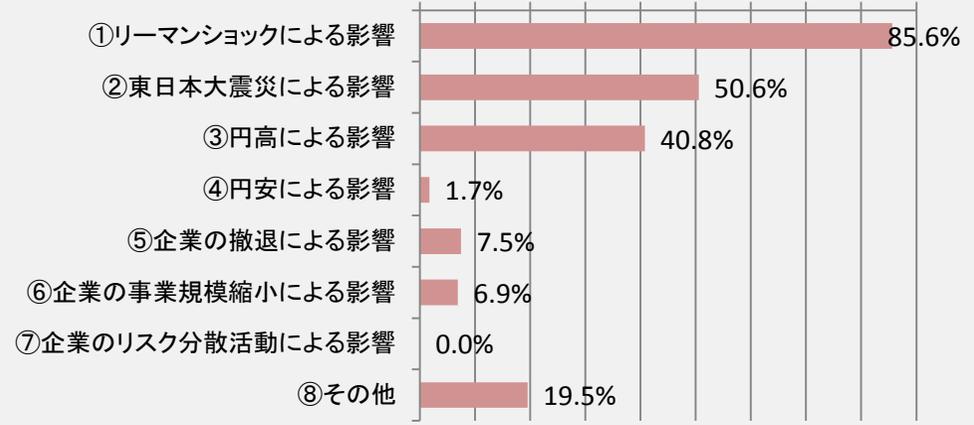


（主なその他意見等）

- 新興国を中心とした世界的な自動車需要の増に伴う、地域関連産業の好調
- 特定業種（食料品製造業、化学工業製造業、造船業等）の出荷額において大きな成長がみられたこと
- 医薬品、高機能素材等の需要拡大
- 円高の影響を受けにくい内需型産業の業績向上
- 家電エコポイントやエコカー補助金等の各種景気刺激策、地デジ移行に伴うテレビ需要

目標達成に至らなかった主な要因（MA）

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%



（主なその他意見等）

- 原材料等の高騰（電力含む）
- 投資額に対して雇用規模の小さな企業の増加（太陽光発電事業等）
- 生産効率を向上のため設備投資による合理化が進んでおり、新規雇用を必要としなかったため
- 改正建築基準法の影響で新設住宅着工数の落ち込み
- 産業団地等の整備計画の遅延
- 液晶パネル価格の下落、家電エコポイントの反動減

※ 対象：平成27年度末までに終了した基本計画

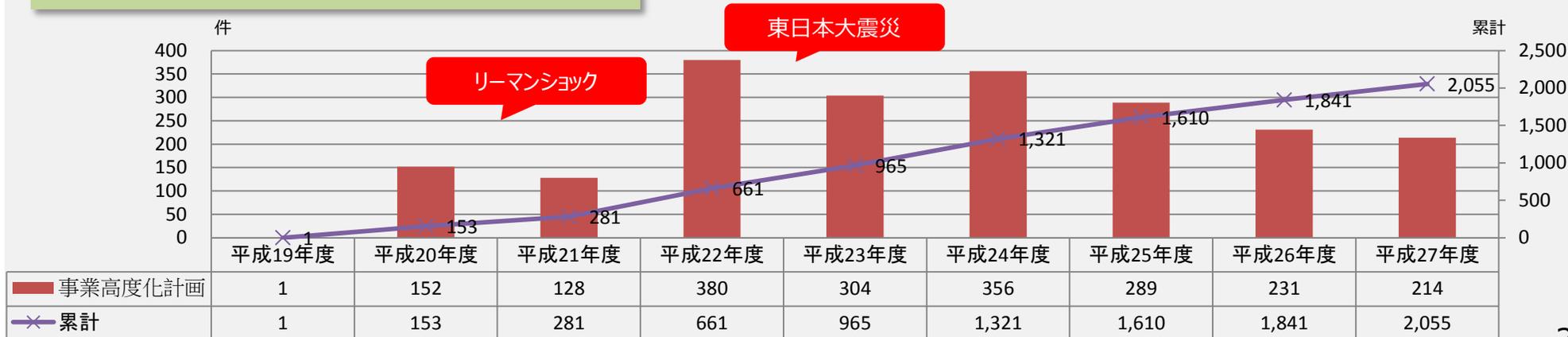
企業立地計画及び事業高度化計画の承認状況（推移）

平成27年度末時点で企業立地計画 **3,577件**、事業高度化計画 **2,055件**が承認されており、承認件数は堅調に推移している。【平均投資額：企業立地計画 2,123百万円、事業高度化計画 146百万円】

企業立地計画の承認件数・推移



事業高度化計画の承認件数・推移

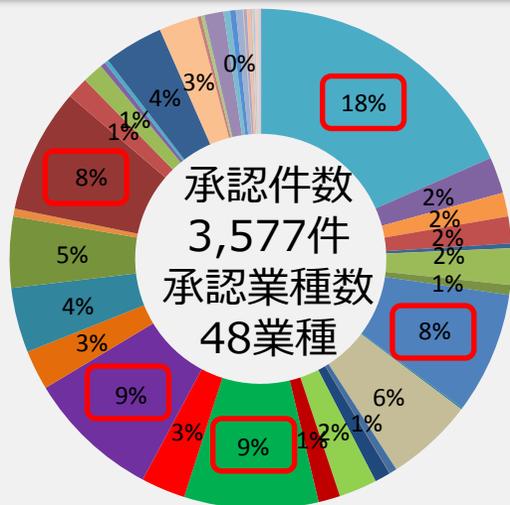


企業立地計画及び事業高度化計画の承認状況（業種別）

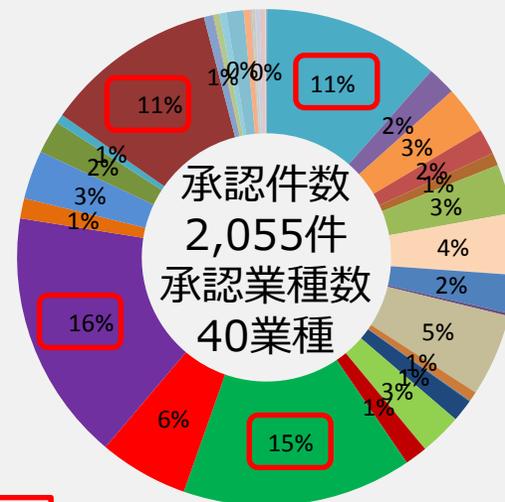
食料品製造業、化学工業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の5業種が企業立地計画承認件数の約5割を占める。

食料品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の4業種が事業高度化計画承認件数の約5割を占める。

企業立地計画の承認件数



事業高度化計画の承認件数



食料品製造業

繊維工業

パルプ・紙・紙加工品製造業

プラスチック製品製造業(別掲を除く)

鉄鋼業

金属製品製造業

生産用機械器具製造業

電子部品・デバイス・電子回路製造業

輸送用機械器具製造業

倉庫業

飲料・たばこ・飼料製造業

木材・木製品製造業(家具を除く)

化学工業

窯業・土石製品製造業

非鉄金属製造業

はん用機械器具製造業

業務用機械器具製造業

電気機械器具製造業

道路貨物運送業

機械器具卸売業

上記凡例は1%未満の業種は省略

食料品製造業

繊維工業

パルプ・紙・紙加工品製造業

化学工業

窯業・土石製品製造業

非鉄金属製造業

はん用機械器具製造業

業務用機械器具製造業

電気機械器具製造業

道路貨物運送業

飲料・たばこ・飼料製造業

木材・木製品製造業(家具を除く)

印刷・関連業

プラスチック製品製造業(別掲を除く)

鉄鋼業

金属製品製造業

生産用機械器具製造業

電子部品・デバイス・電子回路製造業

輸送用機械器具製造業

情報通信技術利用業

上記凡例は1%未満の業種は省略

自治体及び企業へのアンケート

これまでの企業立地促進法の評価や企業立地促進法が地域経済へ与える波及効果について把握するため、全都道府県及び、企業立地促進法に基づく企業立地計画または事業高度化計画の承認を受けた企業を対象としたアンケート調査を実施した。

○都道府県アンケート調査の概要

- 【調査対象】 47都道府県の企業立地促進法担当部署
- 【配布・回収】 地方経済産業局からメール配布・回収
- 【調査時期】 平成26年11月～12月
- 【調査項目】
 - ・地方経済政策の方向性について
 - ・企業立地促進法の評価について
 - ・基本計画の評価（進捗）について

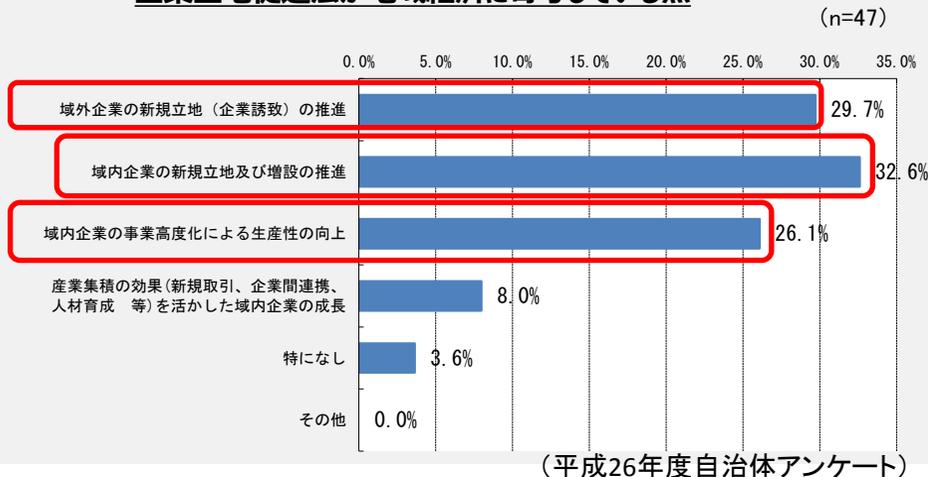
○企業アンケート調査の概要

- 【調査対象】 企業立地促進法承認企業
- 【配布・回収】 郵送配布・郵送回収
- 【配布数】
 - ・企業立地計画承認企業：2,289企業
 - ・事業高度化計画承認企業：1,309企業 計3,598企業
- 【調査時期】 平成26年12月
- 【調査項目】
 - ・地方経済政策の方向性について
 - ・企業立地促進法の評価について
 - ・基本計画の評価（進捗）について
- 【回収結果】
 - ・企業立地計画承認企業：535企業（回収率：23.4%）
 - ・事業高度化計画承認企業：306企業（回収率：23.4%）

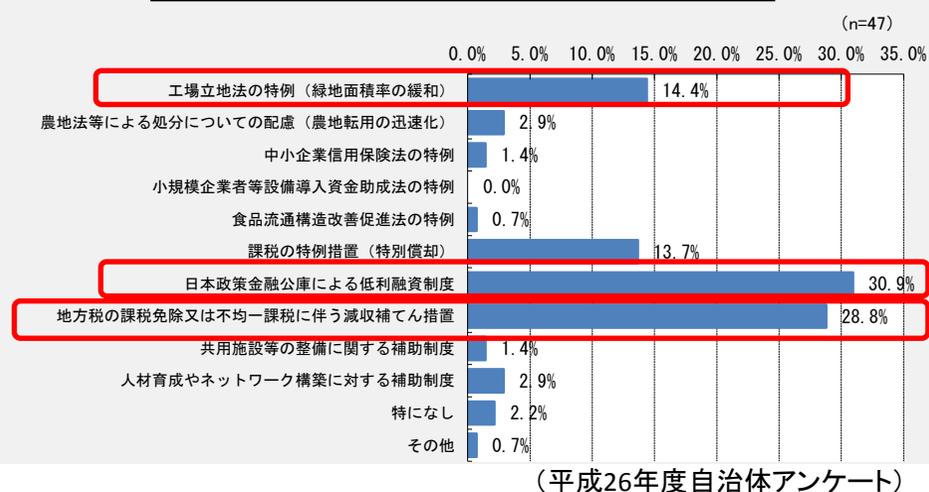
自治体からの評価（地域経済への寄与、支援措置等）

企業立地促進法は、域内外企業の新規設や域内企業の事業高度化、企業誘致に寄与していると評価。低利融資制度、地方税の減免等の支援措置の評価が高いが、支援措置の更なる拡充を求める自治体も多い。

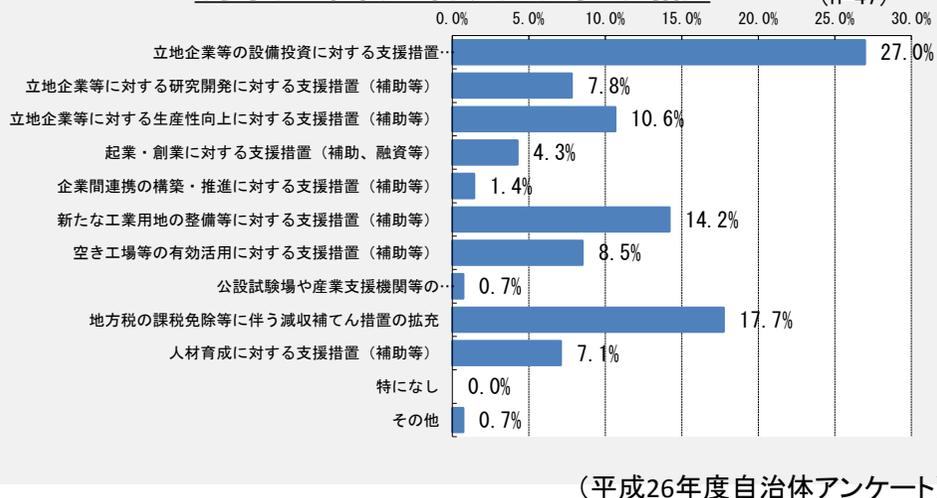
企業立地促進法が地域経済に寄与している点



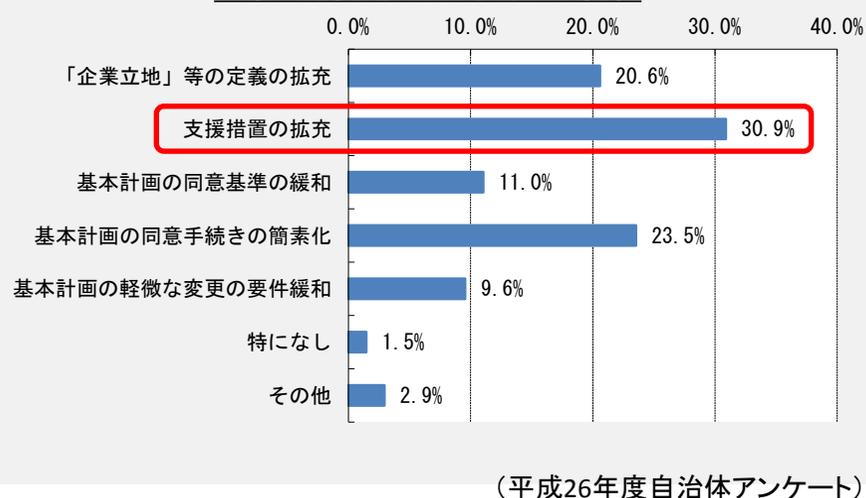
企業立地促進法に基づく支援措置のうち有効なもの



さらなる産業集積に向けて必要な支援措置



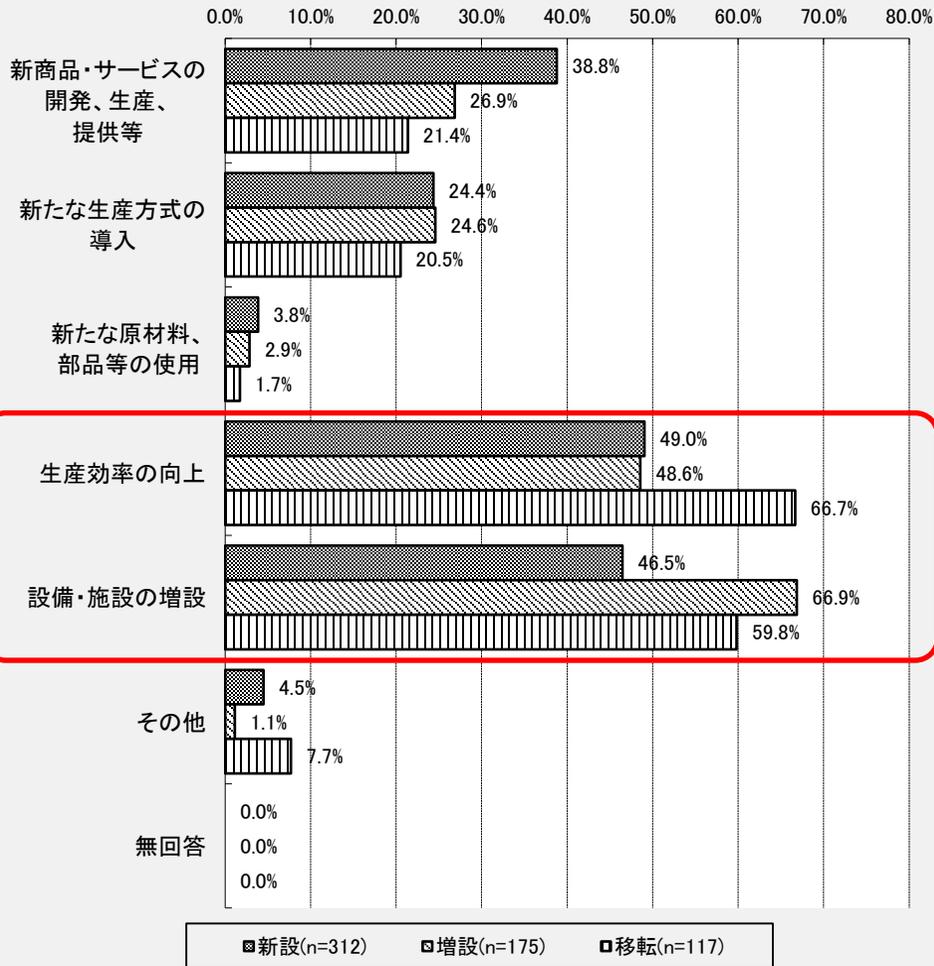
企業立地促進法の見直しの方向性



企業からの評価（計画の目的）

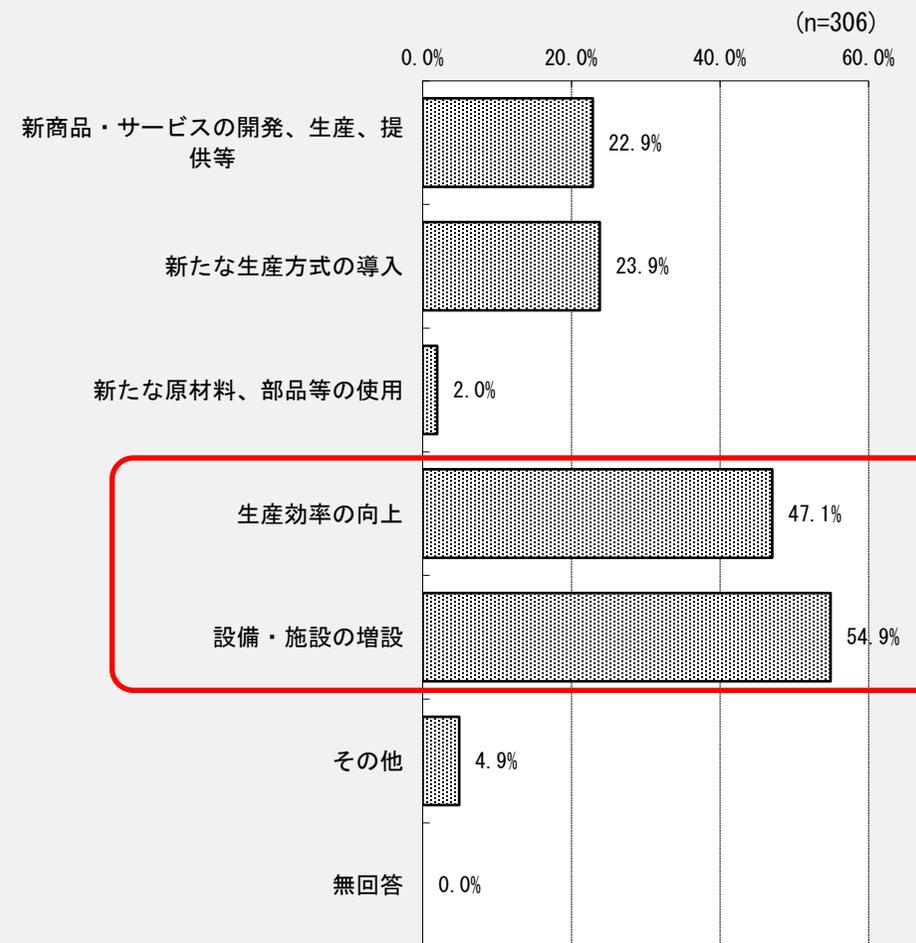
企業立地計画、事業高度化計画ともに「設備・施設の増設」と「生産効率の向上」を目的とした取組が多くなっている。

企業立地計画に基づく取組内容(目的)



(平成26年度企業アンケート)

事業高度化計画に基づく取組内容(目的)



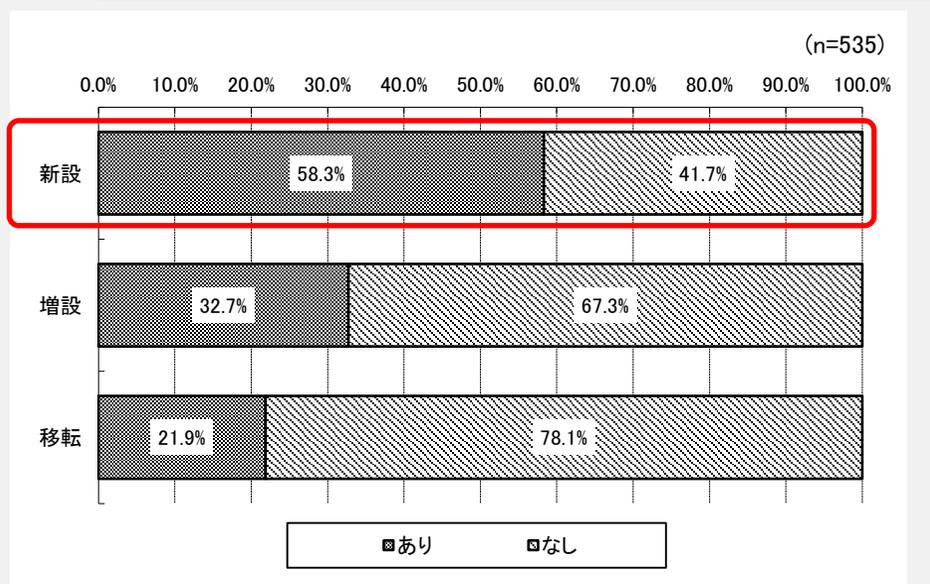
(平成26年度企業アンケート)

企業からの評価（新增設・移転の別、対象施設）

企業立地計画に基づく取組としては、**新設が約6割**と最も多く、**増設、移転はそれぞれ3割、2割**となっている。

対象施設としては、**主力工場**が最も多く、本社、流通施設がこれに続く。また、移転については主力工場に次いで本社等の割合が多い。

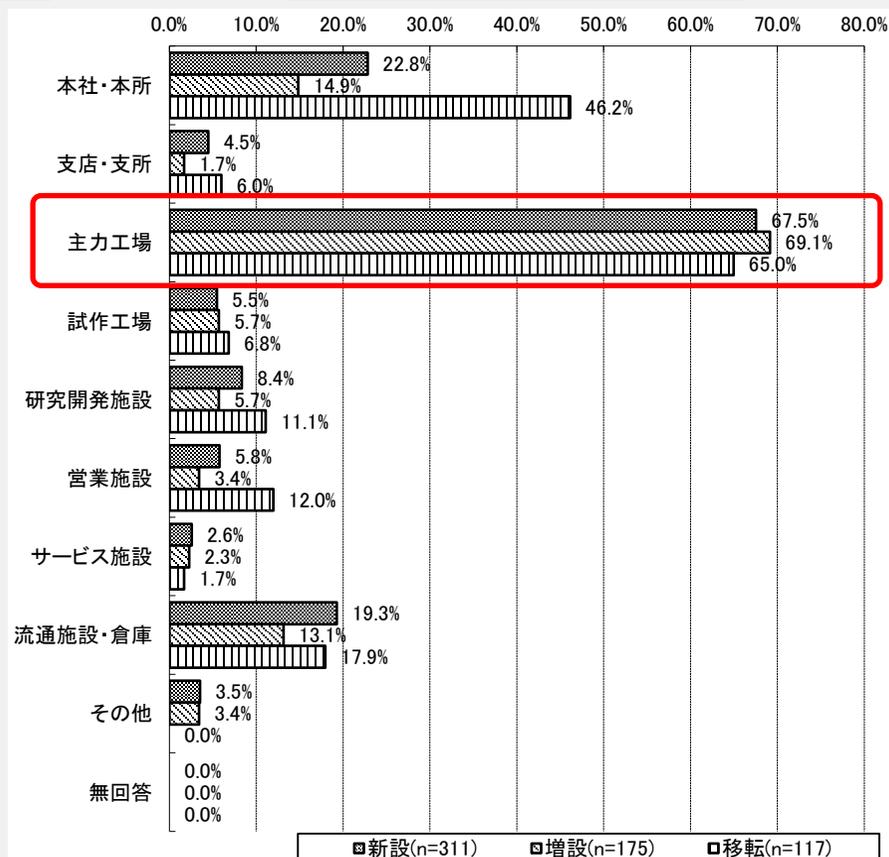
企業立地計画承認事業者の新增設・移転の有無



※複数回答可

(平成26年度企業アンケート)

増設・移転の対象施設



※複数回答可

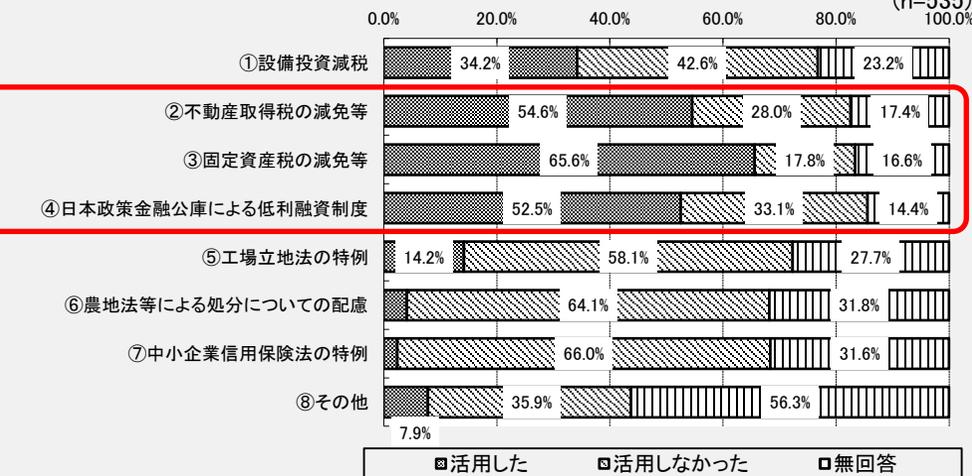
(平成26年度企業アンケート)

企業からの評価（支援策の活用状況、意思決定への影響）

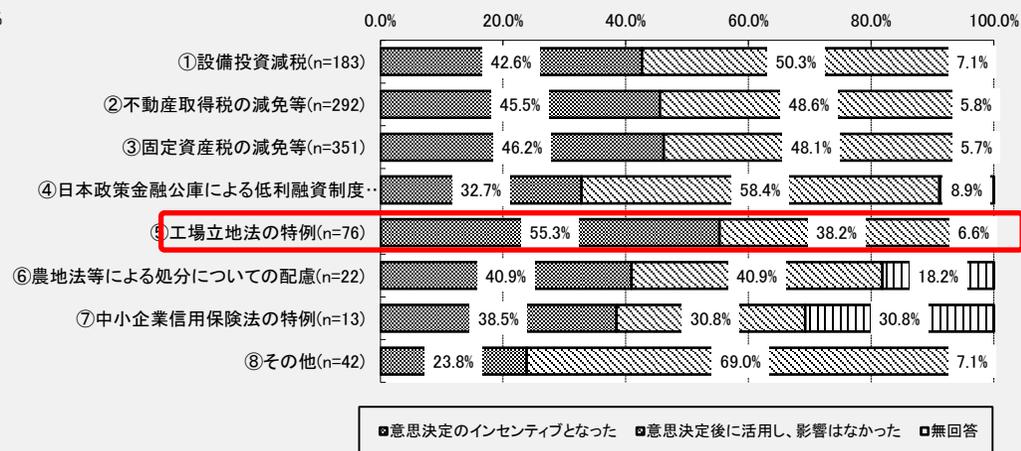
企業立地については、地方税の減免等、低利融資制度等の活用が多い。また、複数の支援措置が意思決定に影響を与えている。事業高度化については、低利融資制度の活用実績・影響度が大きい。

企業立地計画承認事業者が活用した支援策

(n=535)



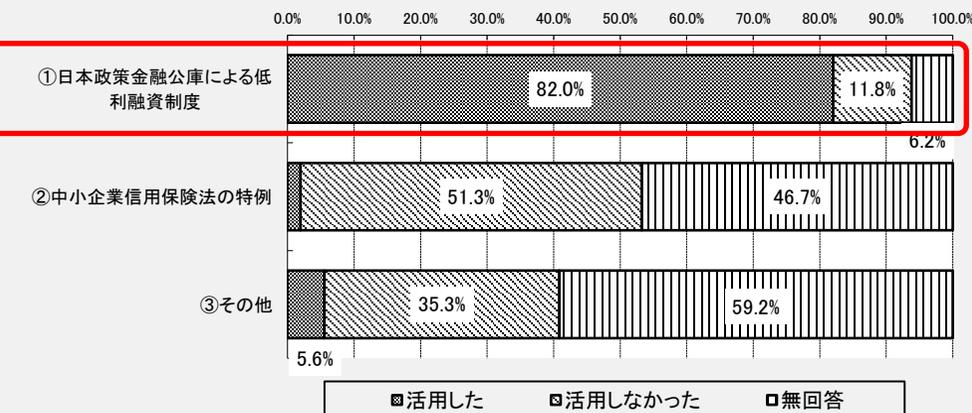
企業立地に関する意思決定への影響度



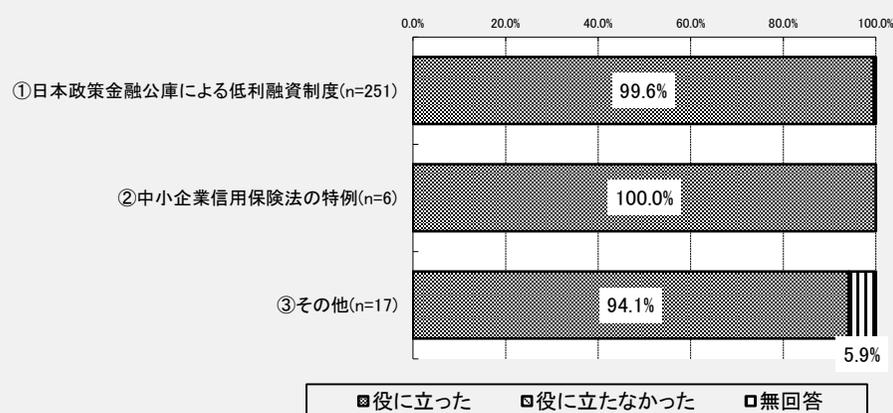
(平成26年度企業アンケート)

事業高度化計画承認事業者が活用した支援策

(n=306)



事業高度化に関する意思決定への影響度



(平成26年度企業アンケート) 27

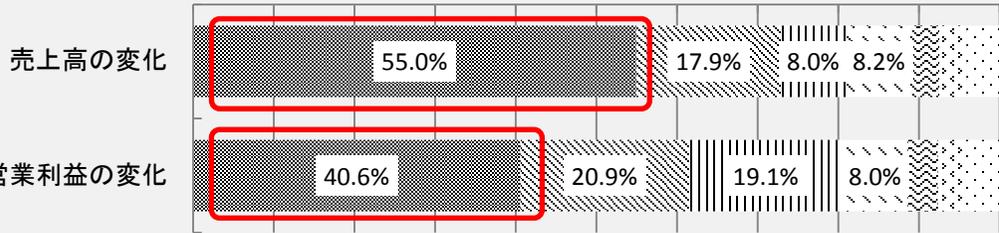
企業からの評価（業績への影響）

企業立地計画、事業高度化計画ともに、厳しい経済環境の中、**承認事業者の約半数程度が売上・営業利益を増加**。その他、他分野への新規参入や取引先の拡大等の効果もみられる。

企業立地計画承認後の業績変化

(n=535)

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0%



■ 増加した
 ■ 減少した
 ■ わからない
 ■ 無回答
 ■ 横ばい
 ■ 平成26年度以降稼働（予定含む）
 ■ 新規立地のため売上を初めて計上

<企業立地計画承認による影響（自由回答）>

■ 売上への影響

- ・設備増により売上、利益が向上。新工場では顧客の要求品質に対応できるようになった。
- ・新設備導入により、売上減少の抑制にはなった。
- ・新規事業への参入が可能となった。

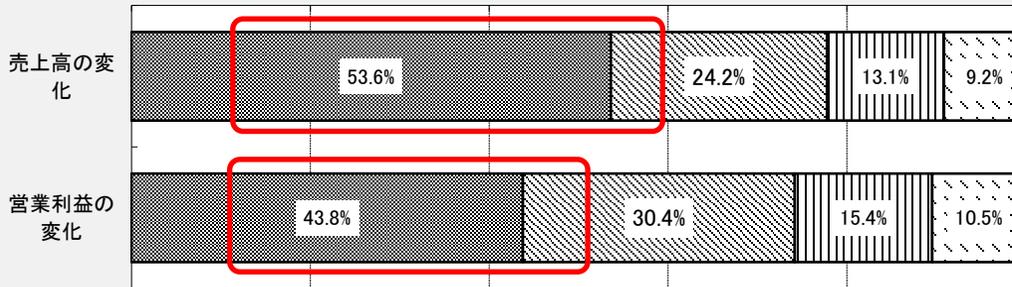
■ 取引先への影響・新規参入

- ・新規事業領域（航空機）からの引き合い、問い合わせが増加しており、算入の兆しが見えている。
- ・新工場建設により製造環境が向上し、新しい取引先を増やすことができるようになった。

事業高度化計画承認後の業績変化

(n=306)

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



■ 増加した ■ 横ばい ■ 減少した ■ 無回答

<事業高度化計画承認による影響（自由回答）>

■ 売上への影響

- ・新しい設備を導入し、生産性向上と品質向上ができ、売上利益の増加にむすびついた。

■ 取引先への影響・新規参入・その他

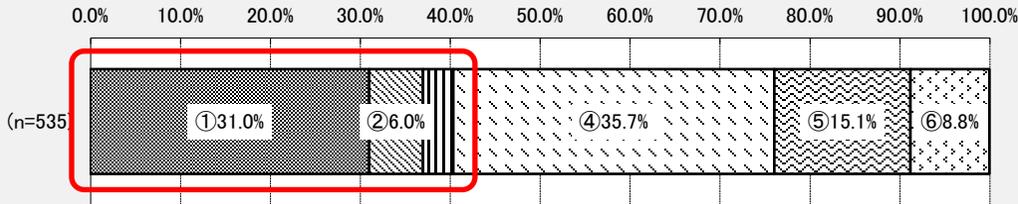
- ・生産拠点の増床と設備投資により、顧客である自動車メーカーの要求水準を満たすとともに、これにより生じた加工工数の余裕を航空・宇宙関連部門へ振り向けることが可能となった。
- ・今まで試みることの出来なかったリスクのある開発の過程を踏めることが、大変なモチベーションの向上となっている。

企業からの評価（地域経済への波及効果）

企業立地計画・事業高度化計画の承認事業者で、立地市区町村内の取引先との取引額・取引件数が一方でも増加した割合は（「わからない」「無回答」を除くと）**約半数**。

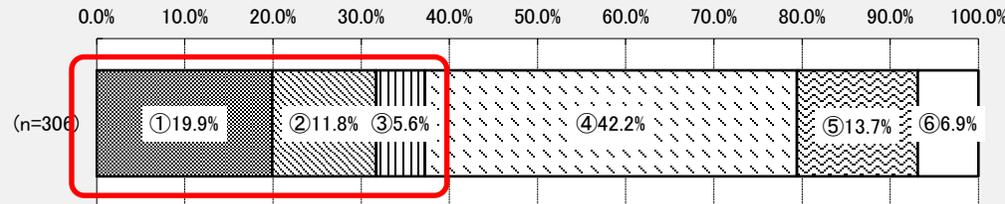
なお、副次的効果として、厳しい経済環境の中、新たな企業連携に繋がったとの回答も多数寄せられた。

立地市区町村内の取引先との取引額・件数の変化（企業立地）



- ①取引額・件数ともに増加
- ②取引額は増加したが、件数は増加していない
- ③件数は増加したが、取引額は増加していない
- ④取引額・件数ともに増加していない
- ⑤わからない
- ⑥無回答

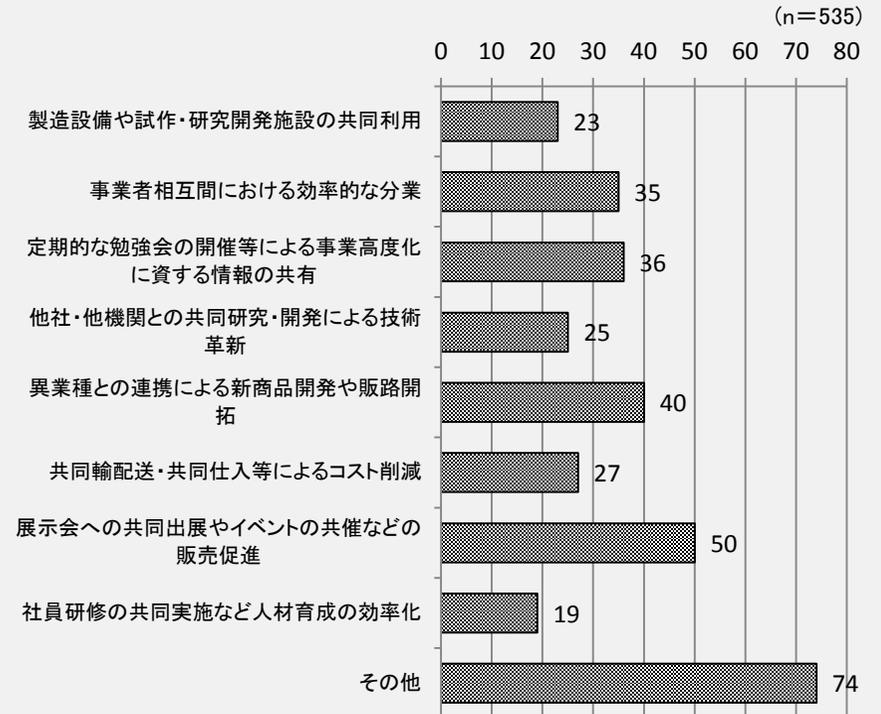
立地市区町村内の取引先との取引額・件数の変化（事業高度化）



- ①取引額・件数ともに増加
- ②取引額は増加したが、件数は増加していない
- ③件数は増加したが、取引額は増加していない
- ④取引額・件数ともに増加していない
- ⑤わからない
- ⑥無回答

立地市区町村内における新たな企業連携等

※企業立地計画承認企業を対象、複数回答可、無回答あり



<具体的な連携内容（自由回答）>

- 増設した設備の優位性を発揮し他社と分業
- 地元企業との商品開発、共同輸送によるコスト削減。
- 地元高専との共同研究は、5年以上続いており今後も継続する予定。

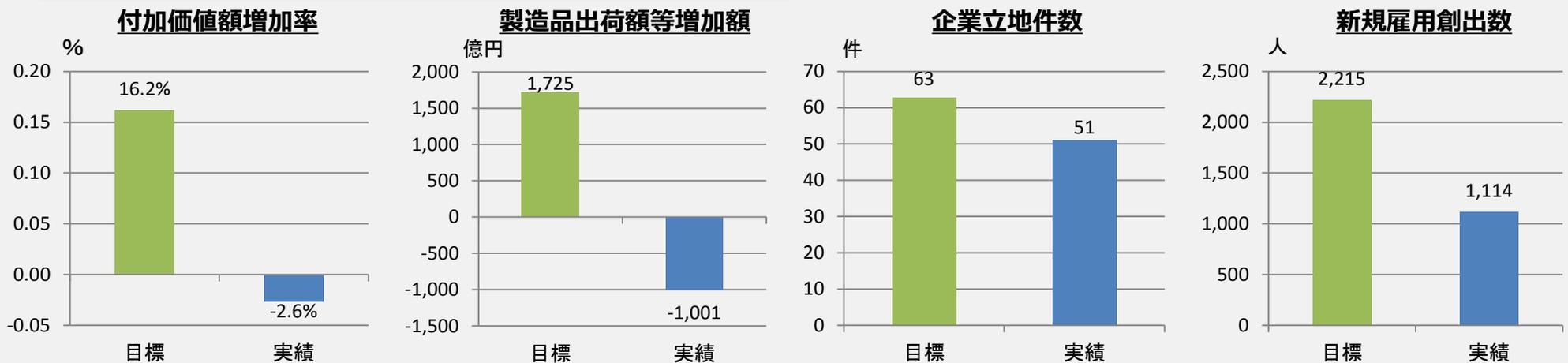
企業立地促進法の抱える課題①

○ 現在の支援スキームは、企業立地に一定程度寄与した（企業立地計画等の承認5,632件・新規雇用創出約19万人）ものの、立地企業から地域経済への波及効果は必ずしも十分広がっていないのではないか。

【要因】

- ① 区域・業種が広く指定されており、当該地域の特性や強みについての戦略策定が弱いのではないか。
- ② 企業立地・事業高度化を行う事業者に対して、域内での取引額など地域経済への波及効果の大小に関わらず支援を行ってきたからではないか。
- ③ 自治体の計画策定において、地域経済への波及効果が大きい地域中核企業をターゲットとする意識が弱かったのではないか。
- ④ 自治体において、地域経済への効果をフォローアップしてPDCAサイクルを回す仕組みがない。

基本計画終了時の目標と実績（1計画あたり平均）

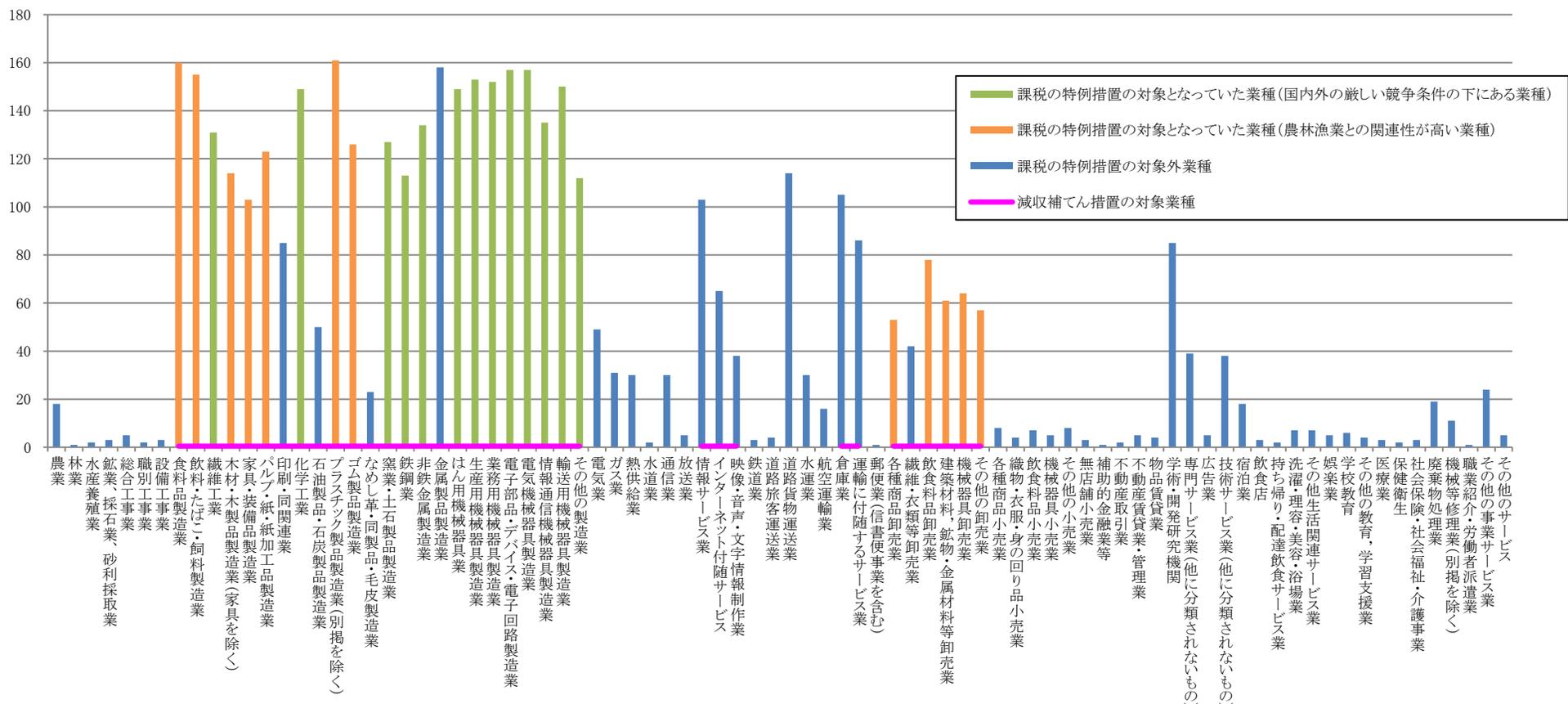


企業立地促進法の抱える課題②

- 支援を受ける企業が**製造業**が中心である。企業立地計画等の承認を受けた事業者の9割以上が製造業。
 ※企業立地計画の88%、事業高度化計画の96%が製造業の事業者によるもの。

【要因】

- ① 比較的利用しやすい税制や減収補てんといった支援措置は、支援対象が業種により規定されており、**製造業以外の事業者には企業立地計画等の申請のメリットが十分に感じられていない**可能性がある。
- ② 同業同士の産業集積を前提としない、観光業などの業種横断的な産業については、業種別の指定スキームが馴染まず、**自治体による基本計画における指定自体が進んでいない**可能性がある。

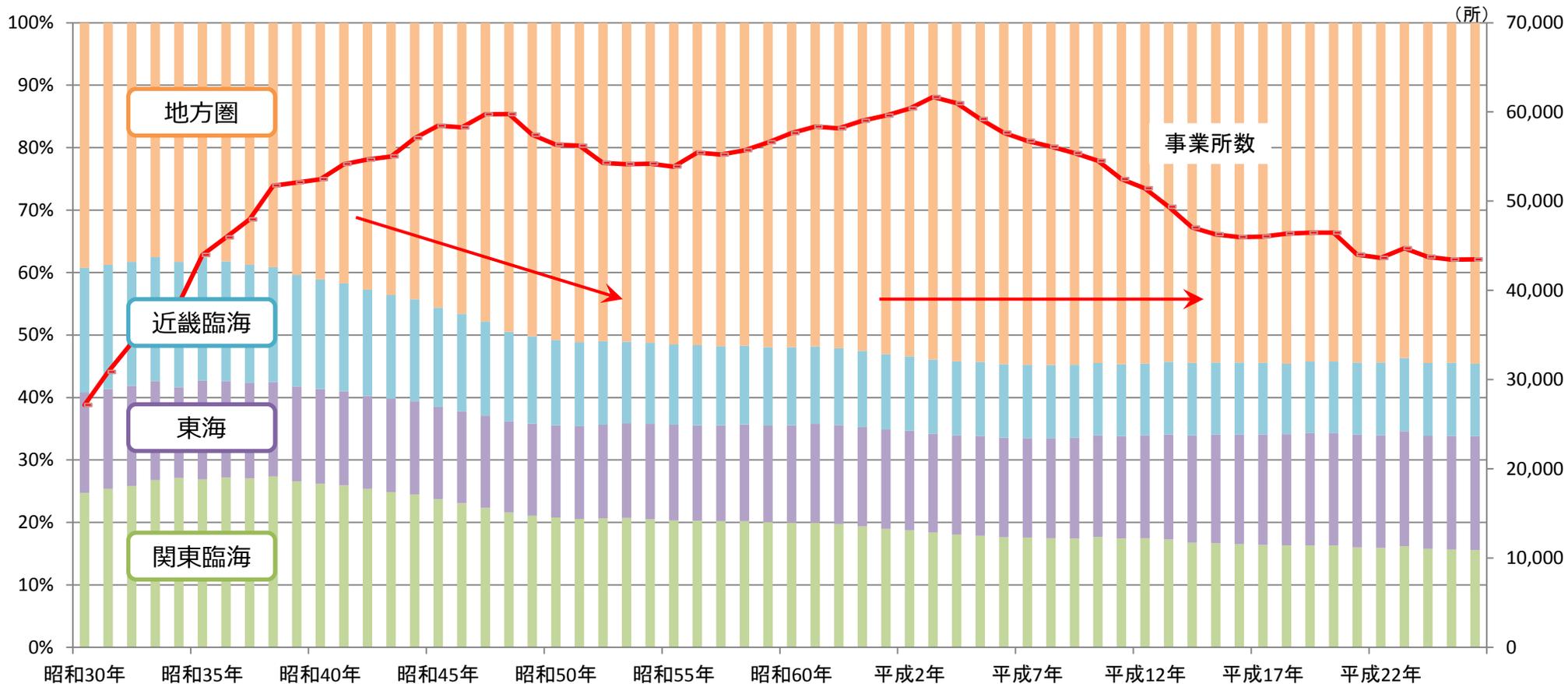


(参考) 事業所数の推移

1950 1960 1970 1980 1990 2000 2010 2015

高度成長期 安定成長期 バブル期 バブル崩壊→転換期→回復→金融危機 アベノミクス

全国総合開発計画	(62) 全総 【拠点開発構想】	(69) 新全総 【大規模プロジェクト構想】	(77) 三全総 【定住構想】	(87) 四全総 【交流ネットワーク構想】	(98) 21 G D 【参加と連携】	(08) 国土形成計画 【量的拡大「開発」基調から「成熟社会型」の計画へ】
----------	---------------------	---------------------------	--------------------	--------------------------	------------------------	--



関東臨海 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 近畿臨海 大阪府、兵庫県、和歌山県

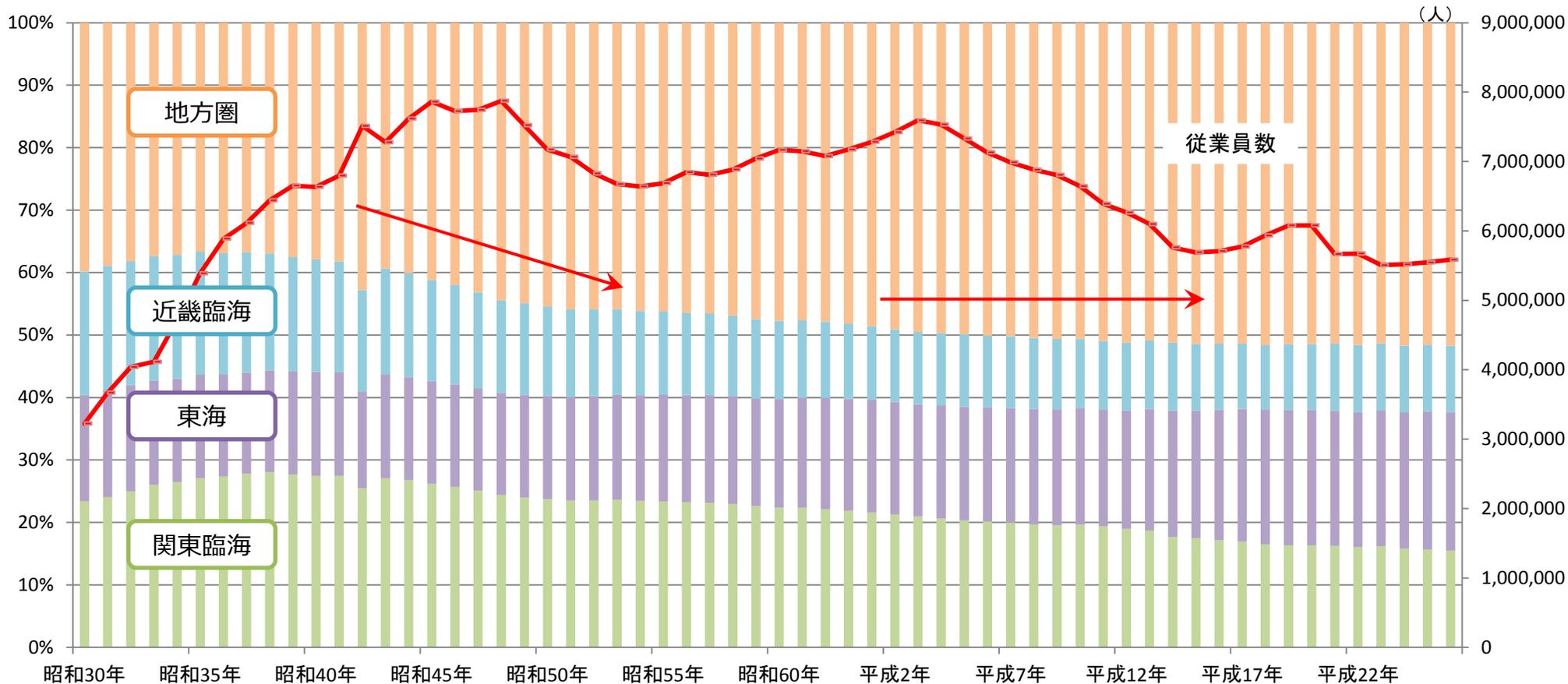
(出典: 工業統計)

(参考) 従業員数の推移

1950 1960 1970 1980 1990 2000 2010 2015

高度成長期 安定成長期 バブル期 バブル崩壊→転換期→回復→金融危機 アベノミクス

全国総合開発計画	(62) 全総 【拠点開発構想】	(69) 新全総 【大規模プロジェクト構想】	(77) 三全総 【定住構想】	(87) 四全総 【交流ネットワーク構想】	(98) 21GD 【参加と連携】	(08) 国土形成計画 【量的拡大「開発」基調から「成熟社会型」の計画へ】
----------	---------------------	---------------------------	--------------------	--------------------------	----------------------	--



関東臨海 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 近畿臨海 大阪府、兵庫県、和歌山県

(出典:工業統計)

(参考) 製造品出荷額の推移

1950 1960 1970 1980 1990 2000 2010 2015

高度成長期

安定成長期

バブル期

バブル崩壊→転換期→回復→金融危機

アベノミクス

全国総合開発計画

(62) 全総
【拠点開発構想】

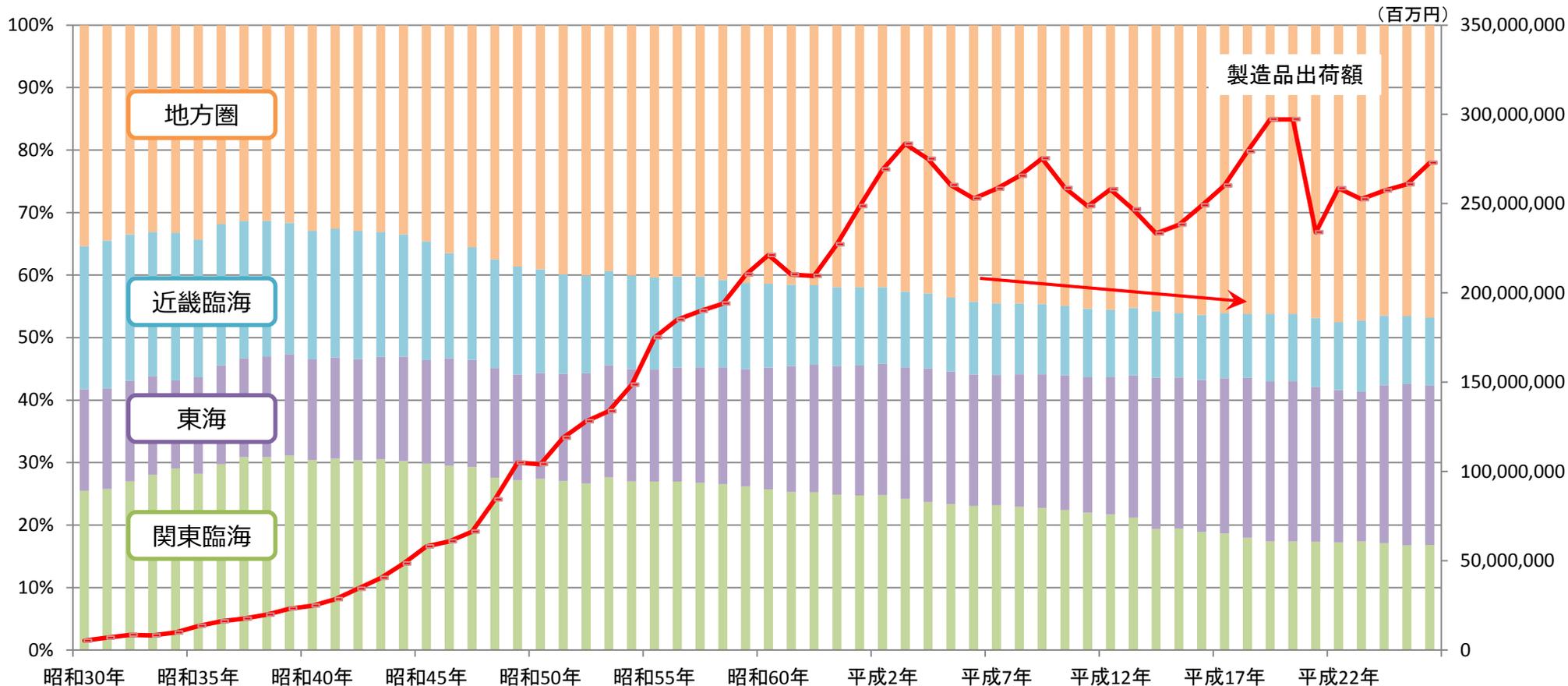
(69) 新全総
【大規模プロジェクト構想】

(77) 三全総
【定住構想】

(87) 四全総
【交流ネットワーク構想】

(98) 21GD
【参加と連携】

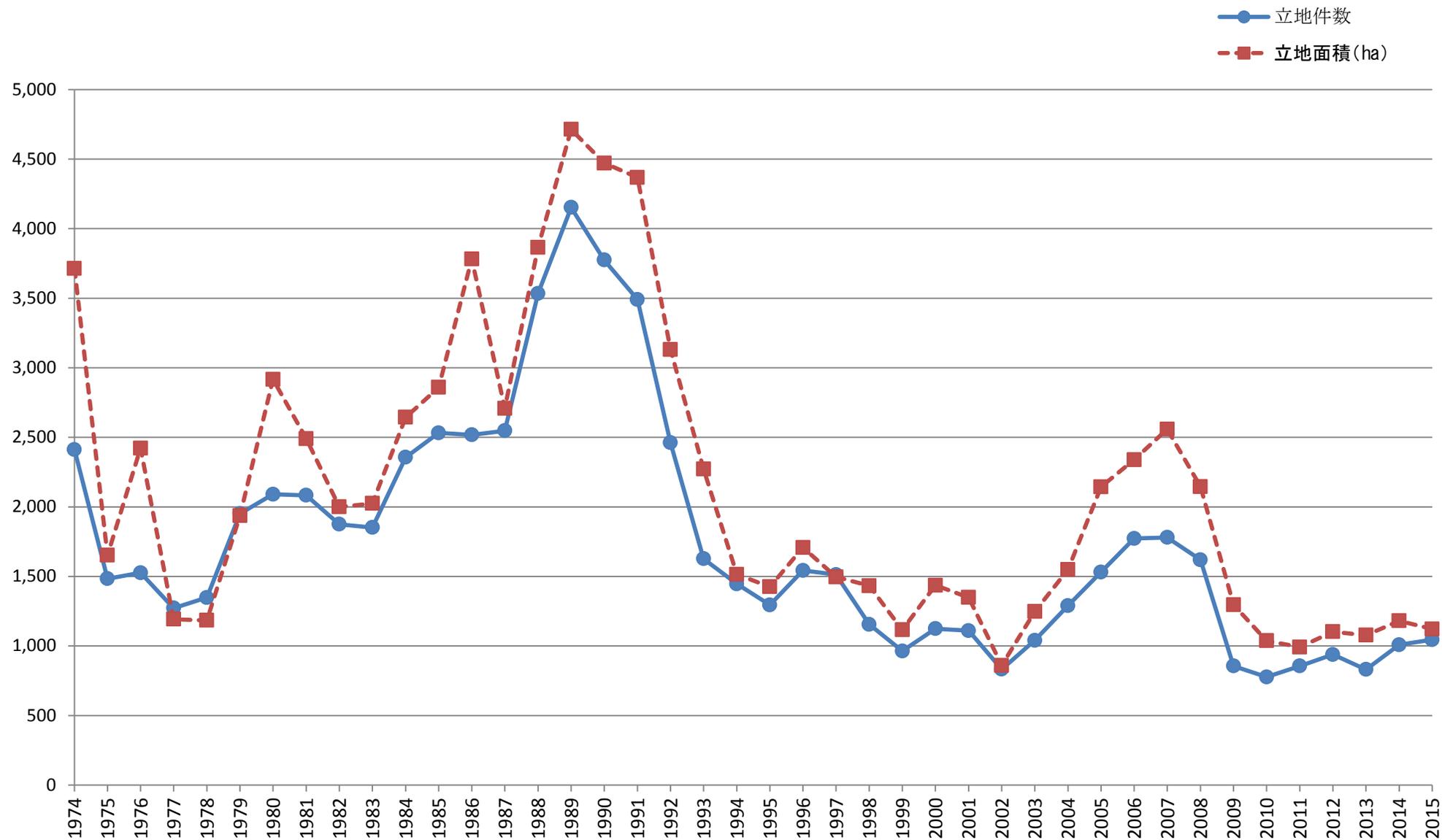
(08) 国土形成計画
【量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ】



関東臨海 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 近畿臨海 大阪府、兵庫県、和歌山県

(出典: 工業統計)

(参考) 全国における工場立地件数及び立地面積の推移



(出典：工場立地動向調査)

工場立地法の緑地規制制度の概要

目的 工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とする。

対象工場 業種： 製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く）
規模： 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

国の基準 環境施設：**25%以上**（うち、緑地は少なくとも**20%以上**） * 工場立地に関する準則

企業立地促進法に基づく特例制度

国の同意基本計画がある地域においては、市町村が条例により、重点区域内の環境施設面積率等を以下の範囲内で設定することが可能。【制定している条例数 甲種区域113件、乙種区域158件、丙種区域111件】

◇ 設定可能とする区域と面積率

「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準」

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域	乙種区域のうち、一般住民の日常生活の用に供する建築物が無い区域
環境施設面積率	15%以上～25%未満	10%以上～25%未満	1%以上～15%未満
うち、緑地面積率	10%以上～20%未満	5%以上～20%未満	1%以上～10%未満

(参考) 低利融資制度の概要

【件数4,433件、貸付実施額331,539百万円】

地域の中小企業者の企業立地及び事業高度化の取組みを支援するため、政府系金融機関（日本政策金融公庫）に低利融資制度を創設（平成20年度創設）

<スキーム図>

地方自治体が作成する「基本計画」における集積区域において、集積業種に属する事業を行うため、都道府県知事から「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けた中小企業者が、日本政策金融公庫に借入申込を行う。



◆地域活性化・雇用促進資金<承認企業立地計画関連>の制度概要

貸付対象	企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」または「事業高度化計画」に従って企業立地または事業高度化への取組を行う中小企業者	
資金使途	承認を受けた「企業立地計画」または「事業高度化計画」に従って事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	
貸付限度	国民生活事業	7,200万円以内（うち運転資金4,800万円以内）
	中小企業事業	7億2,000万円以内（うち運転資金2億5,000万円以内）
貸付期間	設備資金	20年以内 <据置期間2年以内>
	運転資金	7年以内 <据置期間2年以内>
貸付利率 (※)	国民生活事業	特別利率C
	中小企業事業	基準利率。ただし、2億7,000万円を限度として「特別利率③」

(※) 貸付利率 : 特別利率③は「基準金利 - 0.9%」。貸付期間10年の場合、0.31%（平成28年10月19日現在）

(参考) 地方交付税による減収補填措置の概要

【適用件数1,773件、控除額19,052百万円】

地方税を課税免除等した自治体に対し、課税免除等額の**75%**を普通交付税で補填

(25%は自治体自己負担)

① 対象税目・期間

- ・都道府県：不動産取得税
 - ・市町村：固定資産税
- (課税初年度から3年間)

② 対象自治体

- 都道府県及び市町村
- 〔 財政力指数：都道府県 0.46未満
市町村 0.67未満 〕

③ 対象業種

- 製造業、研究機関、情報通信業
情報通信技術利用業（コールセンター等）
卸売業、運輸業

(参考) 制度拡充 (平成20年度)

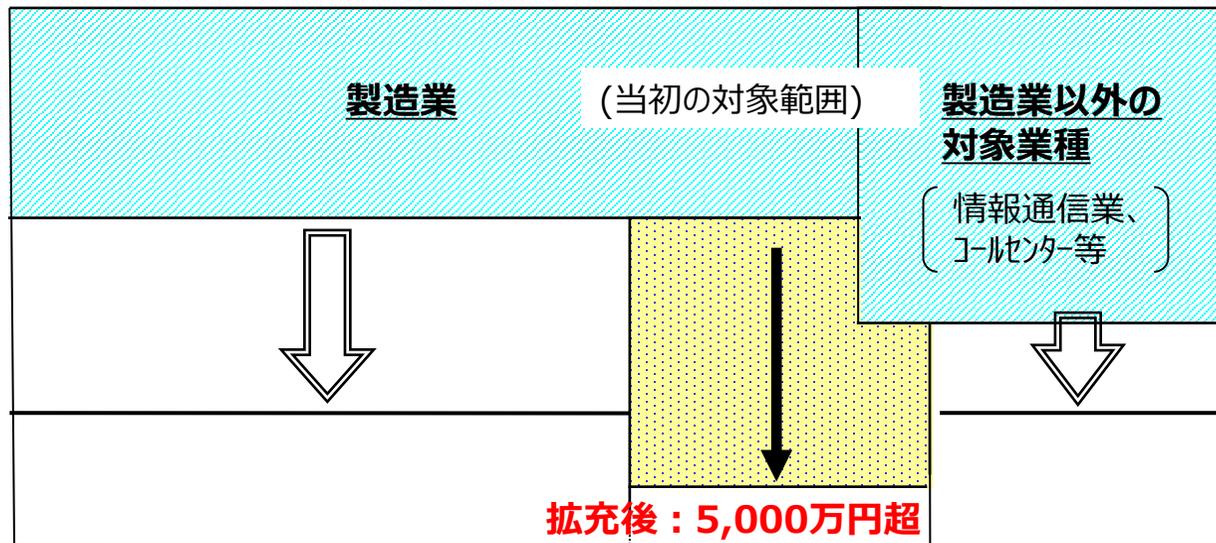
措置の対象となる企業立地計画の基準（最低取得金額）を引下げ

最低取得金額

〔 企業立地における
土地・建物の合計 〕

拡充前：5億円超

拡充後：2億円超



拡充前：3億円超

拡充後：2億円超

農林水産関連業種 (食料品製造業等)

1. 地域経済の現状と課題

2. 地域経済産業政策の概観

2-1. 企業立地促進法の実施状況と評価

2-2. 関連するその他の施策

3. 今後の地域経済産業政策の在り方

地域中核企業創出・支援事業

平成29年度概算要求額 **41.4億円 (20.5億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済の活性化のためには、地域を牽引する企業（＝地域中核企業）を数多く創出し、その成長のための支援を行うことが有効です。
- このため、地域中核企業候補の成長のための体制整備や、地域中核企業の更なる成長を実現するための事業化戦略の立案/販路開拓等の取組を支援します。
- 具体的には、以下の事業を実施します。

1. 地域中核企業創出支援ネットワーク形成事業

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関 等）とのネットワーク構築を支援するための事業

2. プロジェクトハンズオン支援事業

地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓をハンズオンで支援するための事業

3. グローバル・ネットワーク協議会

国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）からなるグローバル・ネットワーク協議会が、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する事業

成果目標

- 地域中核企業候補の平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

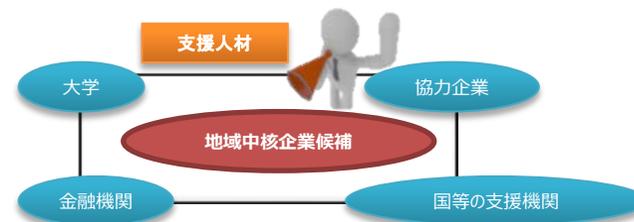
委託

民間団体等

事業イメージ

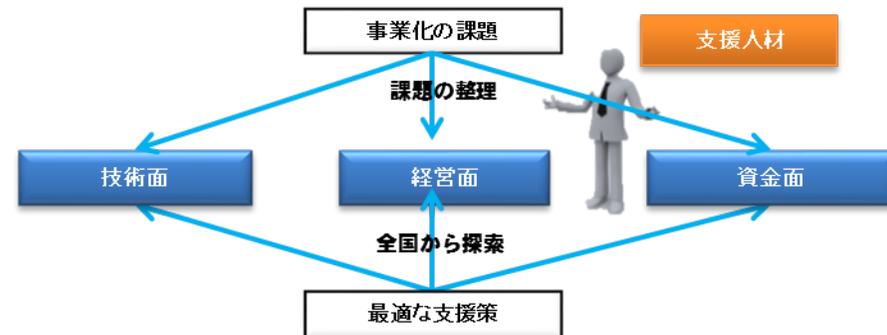
1. 地域中核企業創出支援ネットワーク形成事業

対象経費：支援人材の活動費、マッチングに係る会議等の経費 等



2. プロジェクトハンズオン支援事業

対象経費：支援人材の活動費、市場調査費、販路開拓のための展示会 出展費 等



3. グローバル・ネットワーク協議会

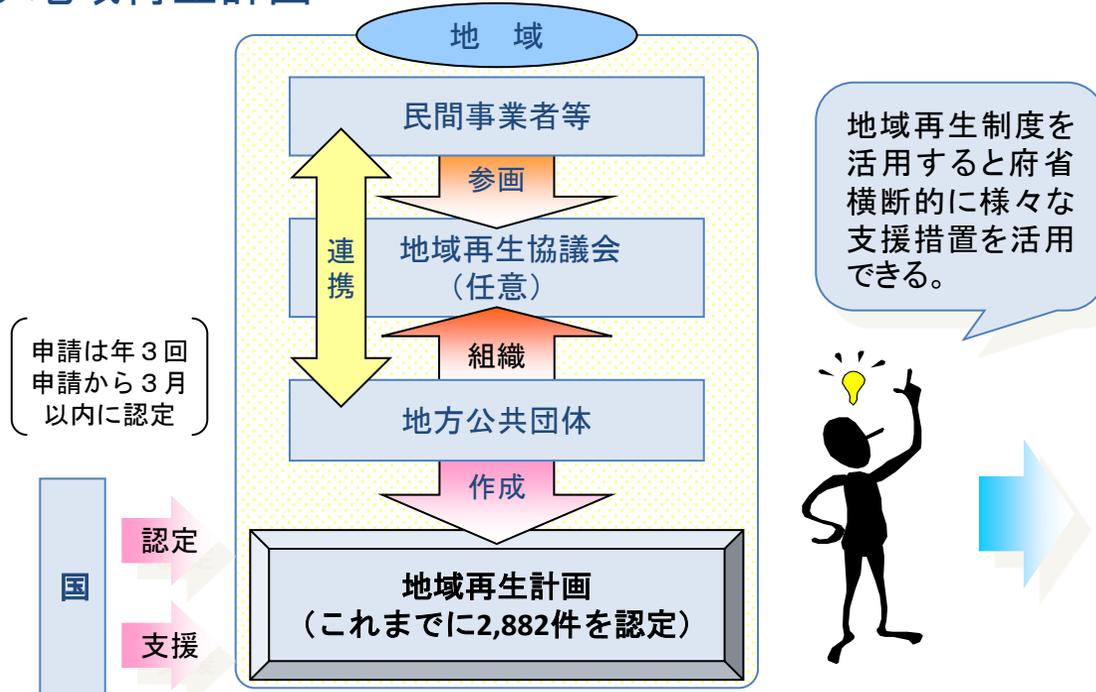
グローバル・コーディネーターと連携し、個別プロジェクトに対して、進捗管理、助言、評価、業務基盤整備、連携促進等を行うことを通じ支援。

地域再生制度の概要

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生計画



地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）（平成28年4月20日施行）

地方創生推進交付金の創設

- 地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに係る支援措置

地方創生応援税制の創設

- 地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置

「生涯活躍のまち」の制度化

- 中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進

主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
- ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦ 遊休工場用地等に導入する産業の特例
- ⑧ 農地等の転用等の許可の特例
- ⑨ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置等）

■それ以外の連動施策

- 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
- 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
- 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 —

地方創生拠点整備交付金

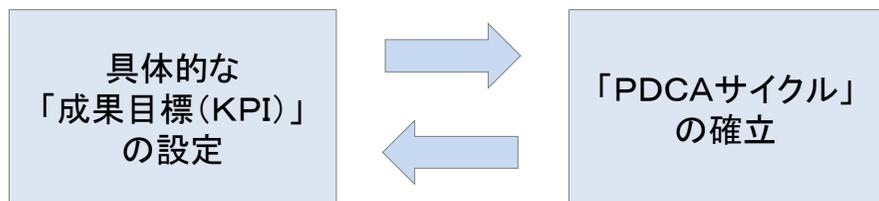
28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

事業概要・目的

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事情について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

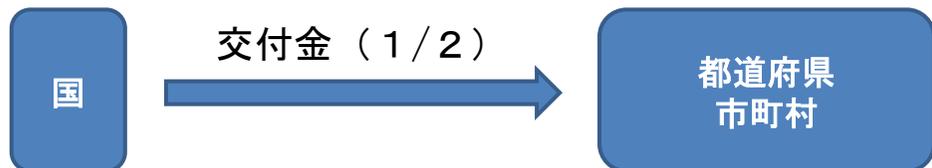
【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

資金の流れ



期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

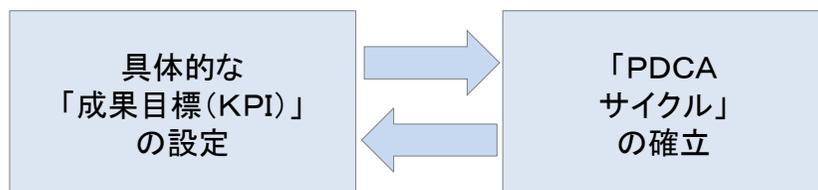
地方創生推進交付金

29年度概算要求額 **1,170億円**【うち優先課題推進枠270億円】
(28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援する。

- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与する。

地方拠点強化税制について

制度の概要

地方拠点強化税制は、地方活力向上地域（※）において本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例の優遇措置を講ずる。

（※） 三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を地方公共団体において設定

- ① 移転型事業・・・東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業
- ② 拡充型事業・・・地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業

拡充型事業（含対内直投）

地方の企業の拠点拡充

地方における企業の特定業務施設の整備（本社機能）を支援



特定業務施設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門（総務・人事・経理等）のいずれかのために使用されるもの
- ② 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
- ③ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却 15%又は税額控除 4%**（※）
※計画認定が平成29年度の場合は2%
（措置対象：建物、建物附属設備、構築物）
（取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円）

雇用促進税制

- ① 増加雇用者1人当たり、**50万円**を税額控除
- ② 法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

移転型事業

東京23区からの移転の場合、拡充型事業よりも**支援措置を深掘り**

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

三大都市圏

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却 25%又は税額控除 7%**（※）
※計画認定が平成29年度の場合は4%
（措置対象：建物、建物附属設備、構築物）
（取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円）

雇用促進税制

- ① 増加雇用者1人当たり、**最大80万円**を税額控除
- ② ①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
- ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用

RESAS (地域経済分析システム) とは

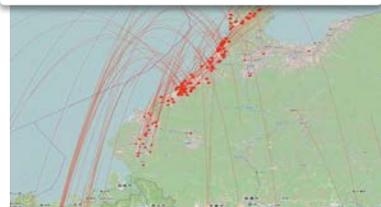
地域経済に関わる様々なビッグデータ (地域の雇用を支える産業・人口動態・観光客の数や出発地等) を分かりやすく「見える化」するシステム。自治体等のデータに基づいた政策立案や効果検証を支援する。

RESASを用いて把握できること (一例)

①産業マップ

企業数・雇用・売上で地域を支える産業が把握可能に

行政区域を超えた産業のつながりが把握可能に



②地域経済循環マップ

自治体の生産・分配・支出におけるお金の流入・流出が把握可能に



③農林水産業マップ

農業部門別の販売金額割合が把握可能に

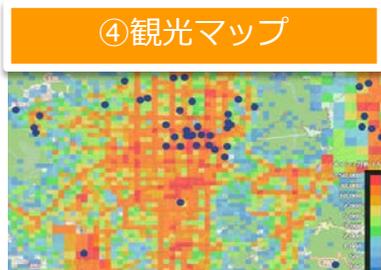
農業経営者の年齢・農地の利用状況が把握可能に



④観光マップ

どこからどこに人が来ているか把握可能に

インバウンド観光動向が把握可能に



⑤人口マップ

人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出を合算して把握可能に

地域の少子化と働き方の関係が把握可能に



⑥消費マップ

飲食料品や日用品の購入金額・購入点数の商品別シェアが把握可能に



⑦自治体比較マップ

各種指標を他の自治体と比較し、自らの位置付けを把握可能に



1. 地域経済の現状と課題

2. 地域経済産業政策の概観

2-1. 企業立地促進法の実施状況と評価

2-2. 関連するその他の施策

3. 今後の地域経済産業政策の在り方

産業クラスター計画と企業立地促進法の評価

産業クラスター計画（2001年～2009年）

【ねらい】 ● 地域の強みを活かした新産業・新事業創出の内発型の発展

【評価】 地域の産学官金がネットワークを構築し、地域内の研究機関、異業種企業等を繋げるなどの成果を上げた。

集積業種等の差別化や出口戦略の不十分さ、**目標達成に向けたマネジメントが未確立**であること等が課題。

企業立地促進法（2007年～）

【ねらい】 ● **新規企業立地**の効率的かつ計画的な誘導

● 地域の自立的な経済運営の推進

● 産業集積の核となるべき**業種**について、集中的かつ効果的な施策を講じることで、**効果的な産業集積**の形成等を図る

● 特色ある取組を通じた**地域間の競争による事業環境の整備**により国際競争力の強化を図る

【評価】 多くの自治体が基本計画を策定し、製造業を中心とした域内外企業の新増設等による産業集積が図られた。

企業立地の地域経済への波及効果が十分広がらなかったこと、企業立地計画等の承認を受けた事業者の9割以上が製造業と偏っており、地域経済を支えるサービス事業者等の利用が少なかったこと等が課題。

近年の外部環境の変化

- ① 国内立地の困難化
- ② 集積メリットの相対化
- ③ 人口減少による国内市場の頭打ち
- ④ 経営環境の複雑化

見直しの方向性（案）

＜総論＞

- これまでの地域経済産業政策の課題、外部環境の変化、また地域で生まれつつある新たな動きを踏まえ、地域の固有の資源・魅力を活用することにより、新たな収益機会を地域の内外に創出する事業（「地域中核事業」）を行う中堅企業等を支援のターゲットとして、「地域未来投資」を促進することについてどう考えるか。

＜各論＞

- 地域経済への波及効果が高い「地域未来投資」を創出するため、今後成長が期待される地域中核事業を支援するにあたって、今後成長が期待される分野にはどのようなものがあるか（例：①先端ものづくり、②農林水産、地域商社、③第四次産業革命（IoT、AI、ビッグデータ活用）関連、④観光・スポーツ関連、⑤ヘルスケア・教育等のサービス分野 等）。
- 支援対象の範囲はどのように捉えるべきか。より大きな波及効果を得るためには、コアとなる企業の域内連携先や面的な周辺の事業者も加えるべきか。また、その波及効果をどのように測定するべきか。
- 前出の事例も踏まえると、地域中核事業に積極的に取り組む企業のニーズに対して支援する方法はどのようなものが考えられるか（例：グローバル市場の獲得、最新鋭設備への投資促進、リスクマネーの供給、法律・条例・計画等による規制の緩和、手続き迅速化等）。
- 地域中核事業に対してより柔軟・円滑な支援を行い、地域経済への波及効果を上げるためには、自治体（県・市町村）や地域の支援機関をはじめ、産官学金等が連携することが重要だが、そのためにどのような仕組みを構築すべきか（例：基本計画づくり、PDCAサイクルによるフォローアップ、パートナーシップの協議の場づくり等）。
- 事業者と自治体が共同で行うPPP型の事業等も、支援対象に加えるべきか。
- 地方創生関連など、地域経済に関する他の施策との連携や役割分担は、どのように考えるべきか。

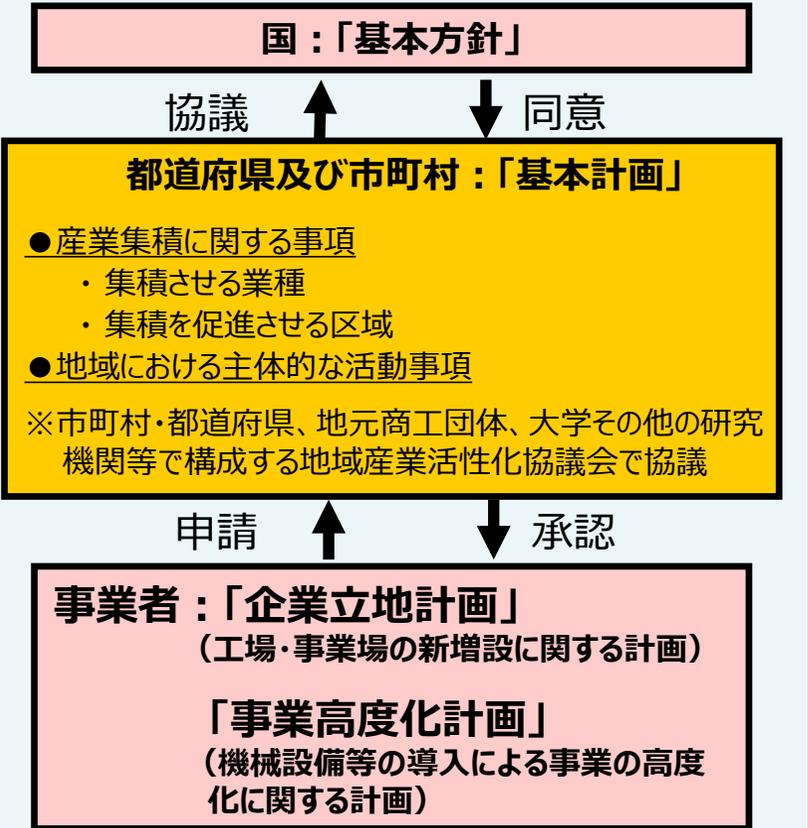
検討中の改正企業立地促進法案のスキーム

<現行法>

1. 基本的な考え方

- 地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。キーワードは「グローバル」（グローバル＋ローカル）。
- 地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業の活性化を目指す。

2. スキーム

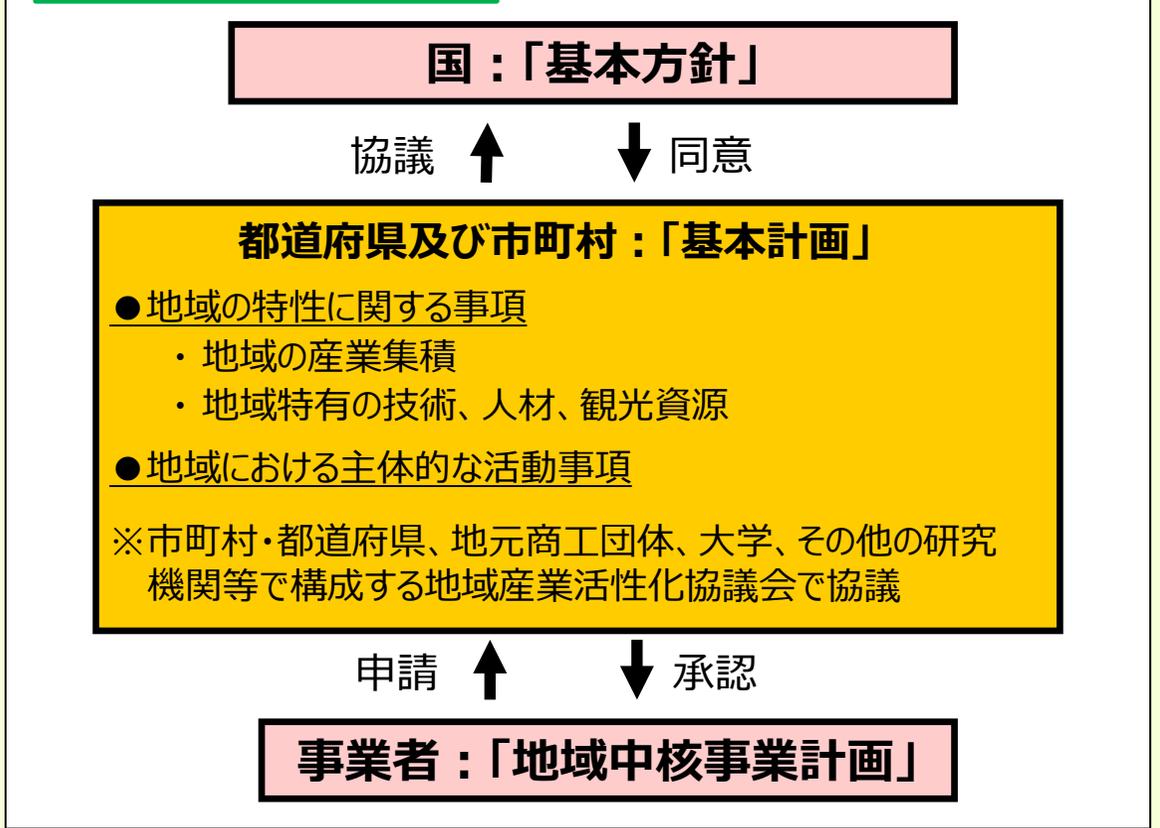


<改正法案(検討中)>

1. 基本的な考え方

- 地域の強みを活用することにより、新たな収益機会を地域内外に創出する事業（「地域中核事業」）を行う事業者等を支援のターゲットとする。

2. スキーム



企業立地促進法における区域について（改正前後の比較）

	現行法	改正後（検討中）
計画区域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画に参画する（一又は二以上の）市町村の行政区画の外縁を基本とし、おおむね20万ヘクタール以下の地域で、特定の産業の集積を図る「集積区域」（＝計画区域）。 ◆ 基本計画に定める集積業種の事業であって、当該区域に立地又は当該区域で事業高度化を実施する特定業種事業者は特例等の優遇措置が受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画に参画する（一又は二以上の）市町村の行政区域の外縁が基本。（＝計画区域） ◆ 基本計画に定める地域の強みを活用した事業であって、当該区域に裨益する効果の大きい地域中核事業を実施する事業者は特例等の優遇措置が受けられる。
工場立地法の特例が適用される区域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都道府県及び市町村が、集積区域のうち、特に企業立地を促進させたい区域を「企業立地重点促進区域」として基本計画で設定。 ◆ 当該区域を定めた市町村は、条例により工場立地法の特例措置として緑地面積率の緩和措置が可能。 ◆ 当該区域に立地する事業者は特例措置が受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都道府県及び市町村が、計画区域のうち、地域の強みを活用した事業を特に促進させたい区域を基本計画で設定。 ◆ 当該区域を定めた市町村は、条例により工場立地法の特例措置として緑地面積率の緩和措置が可能。 ◆ 当該区域に立地する事業者は特例措置が受けられる。